

## 2 関係要綱

### (1) 札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱

平成 20 年 3 月 28 日環境局長決裁  
令和 5 年 2 月 24 日 一部改正

目次

|       |                                               |
|-------|-----------------------------------------------|
| 第 1 章 | 総則 (第 1 条－第 5 条)                              |
| 第 2 章 | ごみステーションの位置等に係る基準 (第 6 条－第 7 条)               |
| 第 3 章 | 共同住宅に係るごみステーション及びごみ保管場所の設置及び管理 (第 8 条－第 16 条) |
| 第 4 章 | 共同住宅敷地内ごみステーション設置基準 (第 17 条－第 21 条)           |
| 第 5 章 | 共同住宅ごみ保管場所設置基準 (第 22 条)                       |
| 第 6 章 | 雑則 (第 23 条)                                   |

附則

#### 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例 (平成 4 年条例第 67 号) 第 31 条及び第 31 条の 2 に規定する家庭廃棄物 (以下「ごみ」という。) の排出方法、ごみステーションの清潔保持及びごみステーション等の設置等について必要な事項を定め、円滑なごみ収集作業を確保するとともに、良好な居住環境の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、以下のとおりとする。

- (1) ごみステーション ごみ収集当日のみ、ごみを排出及び収集するための一時的な集積場所をいう。
- (2) ごみ保管場所 ごみを収集日までの間保管するため、建築物内又は建築物とは別に設ける場所をいう。
- (3) 共同住宅 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供する建築物をいう。
- (4) 共同住宅の建築主 共同住宅を建設しようとする者をいう。
- (5) 共同住宅の所有者等 共同住宅の所有者又は所有者以外にその建築物の管理について権限を有する者があるときは当該権限を有する者をいう。

- (6) 道路 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)に規定する道路、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。
- (7) 通路 建物敷地内の人や車の通り道をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、効率的かつ安全・衛生的にごみの収集をしなければならぬ。

- 2 市は、ごみステーションの清潔保持のため効果的な施策を立案するとともに、住民組織、クリーンさっぱり衛生推進員、利用する市民及び共同住宅の所有者等と協力のうえ清潔保持を推進しなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、市が告示する一般廃棄物処理実施計画に定める収集方法等に応じた排出方法に従い、ごみの排出を行わなければならない。

- 2 市民は、ごみステーションの清潔保持のため、次の各号に掲げる方法により、自らごみステーションを

管理するものとする。

- (1) ネットやカラスよけサークル等の管理器材を有効に活用し、ごみの飛散防止に努めること。
- (2) 管理器材の購入については応分の費用負担をすること。
- (3) 管理器材の整理、ごみステーションの清掃及び除雪については、当番制を採用することなど利用する市民全員が協力して行うこと。

- (4) 転入等により、既存のごみステーションを新たに使用する場合は、あらかじめ当該ごみステーションを利用している者等に、その管理方法等を確認すること。

- 3 市民は、自ら管理するごみステーションにごみを排出するものとする。

- 4 市民は、ごみステーションの清潔保持のための市の施策に協力しなければならない。

第 5 条 ごみステーションへのごみの排出に用いる容器は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 燃やせるごみ及び燃やせないごみを排出する場合は指定袋
- (2) 前号に定めるものの以外のごみを排出する場合は次に定める基準に適合する袋

ア 十分な強度があること。

イ 指定袋と同程度以上の透明度を有すること。

ウ 着色されている場合、黒・灰・茶等の暗い色以外のものによること。

エ 文字、図柄等がある場合は、それにより中身の識別が妨げられないこと。

- 2 前項第 1 号の規定にかかわらず、道路、公園等公共の場所を清掃して出たごみを排出する場合は、ポラテティア清掃専用ごみ袋を用いることができる。

第 2 章 ごみステーションの位置等に係る基準(共同住宅の敷地内に設置する場合を除く。)

(事前協議)

第 6 条 ごみステーションの位置は、次条に定める基準に適合することを当該住所を所管する清掃事務所長(別表 1)との間で確認したうえで、住民組織及び利用する市民等が定めるものとする。ただし、共同住宅の敷地内に設置する場合は第 17 条から第 19 条までで定める基準に従い設置しなければならない。

(位置等についての基準)

第 7 条 ごみステーションの位置等については、原則として以下のすべての基準に適合するものであること。ただし、共同住宅の敷地内に設置する場合は第 17 条から第 19 条までで定める基準に従い設置しなければならない。

- (1) 歩道又は道路側端等であること。
- (2) 交差点、横断歩道付近等道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)に抵触することなく、ごみ収集車が停車して安全に収集作業を行えること。
- (3) 次のア～ウに該当しないこと。

ア 見通しの悪いカーブした道路

イ 急勾配の道路

ウ 回転又は方向転換ができない袋路状道路

- (4) 円滑に収集作業を行うため、ごみステーションとごみ収集車停車位置の間に収集作業の障害となるものがないこと。

- (5) 歩道又は道路側端上には、ごみステーションに付帯する固定式の設備を設置しないこと。

- 2 ごみステーション 1 箇所当たりの利用世帯数は、20～30 世帯を基準とする。ただし、当該住所を所管する清掃事務所長が地域の実情等に応じて必要と認める場合は、10～15 世帯を基準とすることができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、当該住所を所管する清掃事務所長が前項の基準によりがたい、やむを得ない事情があると認める場合は、当該清掃事務所長がごみステーションの利用世帯数について個別に判断する

- ければならない。ただし、当該共同住宅の敷地内にゴミステーションを設置し、第 9 条に定める事項を遵守して清潔を保持している場合はこの限りでない。
- 2 ゴミ保管場所に保管されたごみは、収集当日の朝、ゴミステーションに持ち出すものとする。
- 3 ゴミ保管場所及びその周辺は、常に清潔を保持しなければならない。
- (近隣住民への説明)
- 第 14 条 共同住宅の建築主又は共同住宅の所有者等は、当該共同住宅の敷地内にゴミステーションを設置する又は当該共同住宅の敷地の周辺にゴミステーションの位置を決める場合には、ゴミステーションの場所、設備等について、近隣に居住する市民等に説明しなければならない。
- 2 前項に定める事項は、次条に定める事前協議の前に行わなければならない。
- (事前協議・ごみ処理及びゴミステーション設置計画書)
- 第 15 条 共同住宅の建築主は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく建築確認申請又は計画通知の前に、ゴミステーションの設置等について建築予定区を所管する清掃事務所長と協議しなければならない。
- 2 共同住宅の所有者等は、当該共同住宅の敷地内にゴミステーションを設置する又は当該共同住宅の敷地の周辺にゴミステーションの位置を決める場合には、当該共同住宅の住所を所管する清掃事務所長と協議しなければならない。
- 3 第 1 項の協議の際には、「ごみ処理及びゴミステーション設置計画書」（様式 1）、第 2 項の協議の際には「ごみ処理及びゴミステーション設置計画書」（様式 2）を提出し、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 付近見取り図
- (2) 配置図
- (3) 詳細図（ゴミステーション形状図）
- (4) 各階平面図
- (ごみ収集の申込み)
- 第 16 条 共同住宅の建築主又は共同住宅の所有者等は、ごみ収集を開始する 2 週間前までに、「ごみ収集申込書兼所有者等通知書」（様式 3）を共同住宅の住所を所管する清掃事務所長に提出しなければならない。
- 2 清掃事務所長は前項の申込みを受理したときは、前条に定める計画書の記載内容について現地調査を行うものとする。
- 3 共同住宅の所有者等は、第 1 項の規定により通知した所有者等に変更があったときは、その旨を「所有者等変更通知書」（様式 4）によって共同住宅の住所を所管する清掃事務所長に通知しなければならない。
- 第 4 章 共同住宅敷地内ゴミステーション設置基準
- (基本事項)
- 第 17 条 共同住宅の敷地内にゴミステーションを設置する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 設置予定区を所管する清掃事務所長と事前協議を行うこと。
- (2) 原則として 1 棟につき 1 箇所のごみステーションを敷地内に設置すること。
- (3) 隣接する敷地に共同住宅がある場合、所有者間の合意があれば、いずれかの敷地内に、まとめて 1 箇所のごみステーションを設置することができる。
- (4) 容積は 1 住戸につき 60 リットルを基準とする。
- (5) ゴミステーション以外の用途と共用しないこと。

- ものとする。
- 第 3 章 共同住宅に係るゴミステーション及びゴミ保管場所の設置及び管理
- (対象とする共同住宅)
- 第 8 条 この章から第 5 章までの規定は、住戸を 6 戸以上有する共同住宅に適用する。ただし、次条、第 10 条及び第 12 条の規定は、親族が複数世帯同居する建築物を除くすべての共同住宅に適用する。
- (共同住宅の所有者等の責務)
- 第 9 条 共同住宅の所有者等は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) ごみの分別区分、排出日時、排出場所、排出方法、ゴミ保管場所等を居住者に周知するとともに、違反する居住者に対しては、直接指導を行うこと。
- (2) ゴミステーション及びその周辺の清潔保持について、居住者に徹底を図ること。
- (3) ごみ収集車が敷地内に進入して収集する場合は、ゴミステーション周辺（敷地内通路を含む。）に駐車されないよう防止策を講じるとともに、ごみ収集作業に支障がある障害物を除去すること。
- 2 共同住宅の所有者等は、ゴミステーションを利用する者と協力して、次の各号に掲げる事項を行うものとする。
- (1) ゴミステーション及びその周辺の周辺を清潔に保つこと。
- (2) ゴミステーション周辺の除雪を行い、円滑に収集作業を行うことができるようにすること。
- (あっせん・仲介業者の責務)
- 第 10 条 共同住宅の賃貸等に関するあっせん又は仲介業を営む者は、入居時にごみの分別区分、排出日時、排出場所、排出方法等を入居者に周知しなければならない。
- (新築共同住宅に係るゴミステーションの設置)
- 第 11 条 共同住宅の建築主は、当該共同住宅の敷地内にゴミステーションを設置しなければならない。
- 2 前項に定めるゴミステーションを設置する場合は第 17 条から第 19 条までに定める基準に従わなければならない。
- (既存共同住宅に係るゴミステーションの設置)
- 第 12 条 共同住宅の所有者等は、当該共同住宅の居住者が専用するゴミステーションを設置するよう努めるものとする。ただし、近隣に居住する市民とゴミステーションを共用することについて合意がなされている場合には、この限りではない。
- 2 共同住宅の居住者によって継続して不適正排出がなされる等により近隣に居住する市民とゴミステーションを共用することについて合意ができなくなったと当該住所を所管する清掃事務所長が判断した場合又は、当該共同住宅の所有者等は別にゴミステーションを設置しなければならない。
- 3 前項の場合におけるゴミステーションの設置場所は当該共同住宅の敷地内とする。ただし、敷地の状態等により敷地内にゴミステーションを設置することができないと当該住所を所管する清掃事務所長が認める場合は、当該共同住宅の敷地の周辺にゴミステーションの位置を決めるものとする。
- 4 ゴミステーションを敷地内に設置する場合は第 17 条から第 19 条までに定める基準に従い、敷地の周辺にゴミステーションの位置を決める場合は第 6 条及び第 7 条に定める基準に従わなければならない。
- (ゴミ保管場所の設置)
- 第 13 条 共同住宅の建築主又は共同住宅の所有者等は、第 22 条に定める基準に従い、ゴミ保管場所を設置しな

2 大型ごみの排出場所は、ごみステーションとは別に、原則として、道路に接する敷地内に設けること。

(設置場所についての基準)

第18条 共同住宅敷地内ごみステーションの設置場所についての基準は以下のとおりとする。

- (1) 原則として、ごみ収集車が敷地内に進入せずに収集することができ、道路に接する場所であること。
- (2) 交差点、横断歩道付近等道路交通法に抵触する場所でなく、ごみ収集車が停車して安全に収集作業を行える場所であること。
- (3) 道路に接する敷地のうち次のア～ウに接する場所があるときは、これを除く場所であること。

ア 見通しの悪いカーブした道路

イ 急勾配の道路

ウ 回転又は方向転換する場所がない袋路状道路

(4) 円滑に収集作業を行うため、ごみステーションとごみ収集車駐車位置の間に収集作業の障害となるものがないこと。

(5) 例外措置として、ごみ収集車が敷地内に進入して収集する場合は、以下の要件を満たす場所であること。

ア ごみ収集車が前進で敷地内に進入できること。

イ 出入口は道路に6m以上接していること。

ウ 出入口からごみステーションまでのごみ収集車が進入する敷地内通路は幅員6m以上であること。

エ 出入口に門がある場合は、幅6m高さ3.5m以上の開口部があること。

オ ごみステーションは敷地内通路以外の場所に設置すること。

カ ごみ収集車の退出のため、以下のいずれかの事項に該当していること。(図1 参照)

(ア) 回転のため400㎡(20m×20m)以上の場所があること。

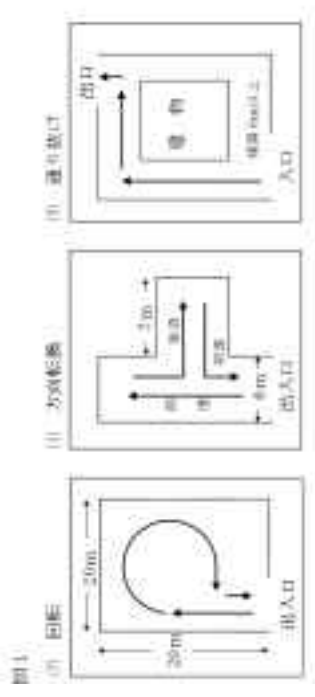
(イ) 方向転換のため幅員6m、長さ7m以上の後退で入れる場所があること。

(ウ) 収集後にそのまま前進で通り抜けられること。

キ ごみ収集車が進入する敷地内通路はその重量に耐えうる構造であること。

ク ごみ収集車が進入する敷地内通路には歩行者等の危険防止のための安全柵等の適当な設備を設置すること。

ケ その他市長が特に必要と認める事項。



(構造についての基準)

第19条 共同住宅敷地内ごみステーションの構造についての基準は以下のとおりとする。

- (1) 囲い等を設けるなど、ごみの飛散防止措置を講ずること。
- (2) 道路又は通路に接する長さが奥行きよりも長い形状とすること。
- (3) 雨水又は汚水が溜まらない構造とすること。

- (4) 囲い等はコンクリート、ブロック等の腐食しない材質で造成し、床面は舗装すること。
- (5) 囲い等には、ごみ収集車駐車位置側に幅1.5m高さ2m以上の開口部を設けること。
- (6) 屋根を設置する場合は高さ2m以上とすること。
- (7) 扉を設置する場合は、引戸、シャッター等の収集作業に支障がない扉とし、扉を開いたときの開口部は幅1.5m高さ2m以上とすること。扉は収集当日の朝から収集が終わるまでの間、施設しないこと。
- (8) ごみステーションの扉等は敷地から出ない構造とすること。

(自動ごみ貯留排出装置(燃やせるごみ用))

第20条 自動ごみ貯留排出装置(燃やせるごみ用)を設置する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 騒音、振動対策には十分配慮すること。

(2) 屋内に設置する場合は、十分な換気設備を設けること。

(3) 収集作業を行うため、幅4m、長さ7m以上の後退で入れる場所があること。

(4) 燃やせないごみ、びん・缶・ペットボトル、プラスチックを集積するため、自動ごみ貯留排出装置とは別にごみステーションを設置すること。

(5) 歩行者等の危険防止のための安全柵等の適当な設備を設置すること。

(敷地内収集の手続き)

第21条 共同住宅の建築主又は共同住宅の所有者等は、共同住宅の敷地内にごみ収集車が進入して収集する場合には、「敷地内収集申請書」(様式5)に収集場所の見取図を添付し、所管の清掃事務所に提出しなければならない。

2 清掃事務所長は前項の申請を受理したときは、第18条第5号又は第20条に定める事項について現地調査を行うものとする。

3 清掃事務所長は敷地内収集を認める場合には「敷地内収集承認通知書」(様式6)によって、敷地内収集を認めない場合には「敷地内収集却下通知書」(様式7)によって、申請者に通知するものとする。

第5章 共同住宅ごみ保管場所設置基準

(ごみ保管場所)

第22条 共同住宅ごみ保管場所の設置についての基準は以下のとおりとする。

- (1) 1住戸につき燃やせるごみ、燃やせないごみ、びん・缶・ペットボトル、プラスチックを合計しておおむね80リットル保管できること。
- (2) 当該適用建築物内又は当該適用建築物外の適当な位置に設置し、各住戸共用又は専用の形態とすること。
- (3) 設置位置及び形態の具体例等については、次表のとおりとする。



## (2) 札幌市家庭廃棄物の排出日時等厳守指導要綱

平成 22 年 3 月 31 日環境局長決裁

### (目的)

第 1 条 この要綱は、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成 4 年条例第 67 号、以下「条例」という。）第 31 条に規定する家庭廃棄物（以下「ごみ」という。）の排出日時、排出場所、排出方法等（以下、「排出日時等」という。）の厳守に向けた指導を行ううえに必要な事項を定め、もってごみステーションの清潔保持及び良好な居住環境の確保を図ることを目的とする。

### (基本方針)

- 第 2 条 市長は、あらゆる機会を利用してごみの排出日時等を市民に周知し、その浸透を図るとともに、排出日時等が守られていないごみステーション及びその利用者の排出状況の把握に努めるものとする。
- 2 市長は、前項に定める周知等を地域の現状に即して計画的に行うとともに、地域との良好な関係が保持されるよう共同住宅に対するごみの適正排出のための重点的な対策を講じるものとする
- 3 市長は、排出日時等を守らずにごみをごみステーションに排出する行為（以下、「不適正排出」という。）がなされた場合に、そのごみを排出した者の特定に努め、当該排出者への必要な指導を行う。
- 4 市長は、前項に定める指導を行ったにもかかわらず、不適正排出者が正当な理由なく従わないときは、条例第 34 条及び排出日時等の遵守義務及び一般廃棄物の自己処理に係る改善命令等及び公表の基準に基づき、期限を定めて必要な改善その他必要な措置を命じる。
- 5 市長は、前項の規定により命令を受けた不適正排出者が、当該命令に従わなかったときは、その旨を公表する。

### (排出日時等の周知)

第 3 条 前条第 1 項に定める市長が行う周知は、次の方法等によるものとする。

- (1) 広報誌・ホームページ等への掲載
- (2) チラシ等の配布
- (3) ポスターの掲出
- (4) 家庭ごみ収集日カレンダーの全戸配布
- (5) 出前講座・清掃懇談会の実施

### (ごみステーションパトロールの実施)

第 4 条 市長は、地域のごみステーション管理を支援するため、日常的にごみステーションのパトロールを行う。

- 2 市長は、前項に定めるパトロールを行うに当たり特に共同住宅居住者のごみ排出状況の把握に努めるものとする。

### (開封調査)

第 5 条 市長は、条例第 52 条第 1 項の規定により、不適正排出物があった場合には、排出者を特定するため当該不適正排出物の入ったごみ袋の内容物を調査する。

### (不適正排出者への個別指導)

第 6 条 市長は、前条の開封調査により排出者を特定したときは、当該排出者に対し個別に指導を行う。なお、個別指導は面談によることを原則とするが、数回にわたって訪問しても不在のときは、連絡票により連絡を

とる。個別指導を行った場合には、個別指導実施記録（様式 1）にその内容を記録する。

### (重点指導地区の設定及び指導等)

第 7 条 市長は、第 8 条から前条までに定める個別指導等を行ってもなお排出日時等が守られない地区を重点指導地区として設定する。

2 市長は、重点指導地区の居住者に対し、地域の実情を考慮しながら計画的かつ重点的に個別指導等を行うとともに、次に定める方法等により排出日時等の厳守を図るものとする。

- (1) 重点指導地区全世帯へのチラシ等の配布
- (2) ごみステーションでの排出日時等の周知及び指導

3 市長は、特に不適正排出が多いごみステーション利用者を訪問して面談による排出日時等の周知を行う。

### (共同住宅居住者への指導等)

第 8 条 市長は、排出日時等が守られていないごみステーションを利用する共同住宅を重点指導の対象とする。

2 市長は、前条に定める共同住宅居住者に対し、次に定める方法等により排出日時等の厳守を図るものとする。

(1) 第 5 条に定める開封調査により不適正排出者を特定できない場合であっても、その者が居住する共同住宅を特定したときは、チラシを配布する等の方法により居住者全員に排出日時等の厳守を周知する。

(2) 居住者の排出日時等の周知を図るため、当該共同住宅の所有者、管理組合又は管理会社等に対し、必要な啓発・指導を要請する。

(3) 前号に定める共同住宅所有者による居住者への啓発・指導を要請するため、登記事項及び固定資産税情報から共同住宅所有者を調査する。

3 市長は、前項までに定める指導等が円滑に行われるよう共同住宅関係団体等に協力要請を行う。

### (不適正排出者への書面による指導等)

第 9 条 市長は、第 6 条に定める個別指導を受けてもなお排出日時等を守らない者を重点指導の対象とし、以下の手順により書面による指導を行う。

- (1) 注意書（様式 2）を交付して注意を行う。
- (2) 前号に定める注意書の交付を受けた者が再び不適正排出を行ったことが判明したときは、指導書（様式 3）を交付して指導を行う。
- (3) 前号に定める指導書の交付を受けた者が再び不適正排出を行ったことが判明したときは、警告書（様式 4）を交付して警告を行う。

なお、警告書を交付した際には、排出者本人記入し、押印した念書（様式 5）を徴する。

2 市長は、前項第 3 号に定める警告書の交付を受けてもなお排出日時等を守らない者に対し、条例第 34 条第 1 項の規定により期限を定めて必要な改善その他必要な措置を命じるため、命令書（様式 6）を交付する。

### (公表)

第 10 条 市長は、前条第 2 項に定める命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、その旨を公表する。

### (委任)

第 11 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、清掃事業担当部長が定める。

### 附 則

この要綱は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(3) 札幌市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

|           |             |
|-----------|-------------|
| 平成5年3月29日 | 環境局長決裁      |
| 改正        | 平成6年3月30日   |
| 改正        | 平成9年3月21日   |
| 改正        | 平成9年4月14日   |
| 改正        | 平成10年5月7日   |
| 改正        | 平成18年5月18日  |
| 改正        | 平成19年7月2日   |
| 改正        | 平成21年3月18日  |
| 改正        | 平成29年12月12日 |
| 改正        | 令和2年6月29日   |
| 改正        | 令和3年3月29日   |
| 改正        | 令和5年3月30日   |
| 改正        | 令和6年3月29日   |

(目的)

第1条 この要綱は、家庭用合併処理浄化槽の設置を促進し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、札幌市が交付する合併処理浄化槽設置整備事業等の補助金の補助対象、補助金額その他の必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 1 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- 2 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90％以上、放流水のBOD20 mg/l（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。
- 3 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- 4 くみ取り槽 し尿を便槽に貯留し、定期的にこれをくみ取って処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で、定期的にくみ取りをする方式の便槽を含む。）をいう。
- 5 転換 単独処理浄化槽又はくみ取り槽を合併処理浄化槽に入れ替えることをいう。
- 6 補助対象地域 下水道法（昭和33年法律第79条）第4条により定められた事業計画区域を除く地域をいう。

(7) 専用住宅 主に居住を目的とした住宅で、店舗等を併設した住宅（非住宅部分の床面積が建築物の延べ面積の2分の1未満）を含む。

(8) 札幌市浄化槽長寿命化計画 浄化槽長寿命化計画策定ガイドライン第2版（令和4年4月 環境省作成）に基づき策定された、札幌市における個人設置型浄化槽の長寿命化に向けた改築等の取り組みをまとめた計画。

(9) 改築 札幌市浄化槽長寿命化計画に基づく、個人設置型浄化槽の長寿命化のための対策工事等で、令和4年12月2日付け循環適発第2212023号通知の別紙「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」内の、別表3の既設の浄化槽の改築の2に定めのあるもの。

(補助金交付の要件)

第3条 市長は、補助対象地域内において合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、次の各号に掲げる

要件を満たす場合において、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 専用住宅から排出される汚水処理するために設置する浄化槽であること。
- (2) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項表中の規定に基づく処理対象人員が10人以下で、対象の浄化槽の規模が10人槽以下であること。
- (3) 「合併処理浄化槽設置整備事業に係る合併処理浄化槽登録要領」（平成4年12月1日施行）に基づく全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の登録浄化槽であること。
- (4) 合併処理浄化槽設置後に、浄化槽法第10条に基づく保守点検及び清掃を継続的に実施すること。
- (5) 合併処理浄化槽設置後に、浄化槽法第7条及び11条に基づく水質検査を継続的に受検すること。
- (6) 原則として、申請者自らが居住又は居住しようとする専用住宅に設置する浄化槽であること。
- (7) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けて、合併処理浄化槽を設置すること。

2 市長は、補助対象地域内において札幌市浄化槽長寿命化計画に基づく合併処理浄化槽を改築しようとする者に対して、前項第1号及び第2号並びに次の各号に掲げる要件を満たす場合において、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 浄化槽法第10条に基づく保守点検及び清掃を継続的に実施しており、かつ、今後も継続して実施すること。
- (2) 浄化槽法第11条に基づく水質検査を継続的に受検しており、かつ、今後も継続して受検すること。
- (3) 原則として、申請者自らが居住する専用住宅に設置されている浄化槽に対する改築であること。
- (4) 事後保全的な改築を実施する場合は、その必要性を把握してから速やかに対策を実施しようとしていること。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (2) 事業の目的で合併処理浄化槽付き専用住宅を建築する者
- (3) 浄化槽法に違反している者
- (4) 建築基準法、都市計画法その他関係法令に違反している者
- (5) 合併処理浄化槽の更新工事をしようとしている者
- (6) その他当該事業の目的の達成に関し、支障があると認められる者

(補助金額)

第4条 前条第1項に基づき交付する補助金（以下、「設置に係る補助金」という。）の額は、別表1の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ、同表の第2欄に定める額とする。

2 前条第2項に基づき交付する補助金（以下、「改築等に係る補助金」という。）の額は、別表2の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ、同表の第2欄に定める額とする。

3 補助対象となる額が補助金額に満たない場合は、その満たない額に相当する分を補助金額から減ずる。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた額とする。

4 補助対象となる額に、消費税及び地方消費税の額は含まない。

(補助金交付申請)

第5条 設置に係る補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ設置補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 設置場所の案内図
- (2) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書及び浄化槽の維持管理に係る費用負担について賃貸人と協議した結果書

- (3) 工事請負契約書案の写し。ただし、設置された浄化槽に係る浄化槽法第7条に規定する水質検査の結果、設置工事について改善の指摘を受けた場合であって、それが施工業者の責に帰すべき事由によるときは、施工業者がその設置工事の追完請求等に応じる責任を負うことが明記されている契約書であること。
- (4) 浄化槽工事費見積書（内訳）（第2号様式）
- (5) 登録証写し（合併処理浄化槽設置整備事業に係る合併処理浄化槽登録要領に基づくもの）
- (6) 登録浄化槽管理票（C票）
- (7) 単独処理浄化槽又はくみ取り槽の設置状況を確認できる書類（転換の場合に限る）
- (8) 合併処理浄化槽設置後に、浄化槽法第10条に基づく保守点検及び清掃並びに浄化槽法第7条及び11条に基づく水質に関する検査の実施に係る誓約書（第3号様式）
- (9) その他、市長が必要と認める書類
- 2 改築等に係る補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ改築補助金交付申請書（第4号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 改築を行う予定箇所に係る見積書
- (2) 浄化槽保守点検業者と締結した保守点検に係る契約書の写し
- (3) 浄化槽清掃業者と締結した清掃に係る契約書の写し
- (4) 浄化槽法第10条に基づく保守点検及び清掃並びに浄化槽法第11条に基づく水質検査の実施に係る誓約書（第5号様式）
- (5) その他、市長が必要と認める書類
- （交付の決定及び通知書類）
- 第6条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。
- 2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（第6号様式）により、交付しない者に対しては、補助金不交付通知書（第7号様式）によりそれぞれ通知する。
- （補助金申請事項の変更等）
- 第7条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、同項の補助金交付決定通知を受けたのちに、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止しようとするときは、事前に補助金交付申請事項変更第届（第8号様式）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の届出の提出があったときは、必要に応じて補助金交付決定事項変更通知書（第9号様式）または補助金交付決定取消通知書（第15号様式）により補助対象者に通知する。
- 3 補助対象者は、設置工事が予定の期間内に完了しない場合又は設置工事の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- （完了報告）
- 第8条 設置に係る補助対象者は、設置工事完了後1か月以内又は補助金の交付決定に係る会計年度終了日（3月31日）のいずれか早い日までに、設置工事完了報告書（第10号様式）に次の書類を添付して市長に提出し、その確認を受けなければならない。
- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- (2) 浄化槽法定検査依頼書（第11号様式）
- (3) 施工状況確認表（第12号様式）
- (4) 浄化槽工事費実績書（内訳）（第13号様式）
- (5) 施工中の写真
- ア 浄化槽設備士が実地で監督していることを証する写真
- イ 基礎工事の状況を示す写真
- ウ 据付工事の状況を示す写真
- エ かさ上げの状況を示す写真
- オ 浄化槽本体（型式のわかる）の写真
- カ 単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去状況を示す写真（転換の場合に限る）
- (6) 当該工事に係る工事請負契約書の写し
- (7) 浄化槽設置業者が発行する、浄化槽の管理者が負担した金額が確認できる領収書の原本で、第13号様式と整合性が取れているもの
- (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 改築等に係る補助対象者は、改築完了後1か月以内又は補助金の交付決定に係る会計年度終了日（3月31日）のいずれか早い日までに、改築完了報告書（第14号様式）に次の書類を添付して市長に提出し、その確認を受けなければならない。
- (1) 改築工事を実施した業者が作成した、工事内容が分かる報告書の写し
- (2) 改築工事前後の状況を撮影した写真
- (3) 改築工事に係る領収書の原本
- (4) 振込先通帳の写し。ただし、原則として補助対象者の名義であること。
- (5) その他市長が必要と認める書類
- （交付額の確定等）
- 第9条 市長は、前条の規定により提出された完了報告書を審査した結果、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（第15号様式）により速やかに補助対象者に通知する。
- 2 市長は、前項の規定による通知後、速やかに補助金を交付するものとする。
- 第10条 削除
- （補助金交付の取消）
- 第11条 市長は、補助対象者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付決定を取り消すことができる。
- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 第3条の要件を満たせなかったとき
- (4) その他この要綱の規定又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき
- 2 市長は、補助金の交付決定を取り消すことを決定した場合は、補助金交付決定取消通知書（第16号様式）により、速やかに補助対象者に通知する。
- （補助金の返還）
- 第12条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

第13条 市長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置又は改築の状況を施工の現場において確認することができる。

(その他)

第14条 この補助金の交付に必要な事項については、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年訓令第24号）に定めるもののほか、清掃事業担当部長が定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月30日）

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月21日）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月14日）

この要綱は、平成9年4月14日から施行する。

附 則（平成10年5月7日）

この要綱は、平成10年5月7日から施行する。

附 則（平成18年5月18日）

この要綱は、平成18年5月18日から施行する。

附 則（平成19年7月2日）

この要綱は、平成19年7月2日から施行する。

附 則（平成21年3月18日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月12日）

この要綱は、平成30年1月4日から施行する。

附 則（令和2年6月29日）

この要綱は、令和2年6月29日から施行する。

附 則（令和3年3月29日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

| 1 対象事業費              | 2 限度額                                                       | 3 備考                                                                            |
|----------------------|-------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 合併処理浄化槽の設置に要する費用 | ア 5人槽 826,000円<br>イ 6～7人槽 1,076,000円<br>ウ 8～10人槽 1,192,000円 | 浄化槽本体（付帯設備を含む）費用、設置及び配管（当該浄化槽への排水導入及び処理水流に係るものであって、建築物の外部で敷地内の範囲のもの）の工事に要する費用   |
| (2) 単独処理浄化槽の撤去に要する費用 | 120,000円                                                    | 転換による単独処理浄化槽の撤去に要する費用                                                           |
| (3) くみ取り槽の撤去に要する費用   | 90,000円                                                     | 転換によるくみ取り槽の撤去に要する費用                                                             |
| (4) 宅内配管工事に要する費用     | 300,000円                                                    | 転換による宅内配管（当該浄化槽への排水導入にかかっているものであって、建築物の内部のもの）の工事に要する費用<br>浄化槽流入のために必要なポンプに要する費用 |

別表2

| 1 対象事業費                             | 2 限度額   |
|-------------------------------------|---------|
| (1) プロワの交換に要する費用                    | 21,000円 |
| (2) 水中ポンプの交換に要する費用                  | 54,000円 |
| (3) マンホールの交換（樹脂）に要する費用              | 14,000円 |
| (4) マンホールの交換（鉄製）に要する費用              | 60,000円 |
| (5) 躯体・仕切版の補修に要する費用                 | 61,000円 |
| (6) 担体（ろ材又は接触材の受け・押さえ含む）の補充補修に要する費用 | 34,000円 |



(4) 札幌市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付要綱

平成25年3月29日  
環境局長決裁  
改正 令和5年6月30日

(目的)

第1条 この要綱は、専用住宅における合併処理浄化槽の維持管理費の負担を軽減することによりその設置促進を図り、良好な水資源の保全に資するため、札幌市が交付する合併処理浄化槽維持管理費の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法 (昭和58年法律第43号) 第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 補助対象地域 札幌市域のうち、下水道法 (昭和33年法律第79条) 第4条により定められた事業計画区域を除く地域をいう。
- (3) 専用住宅 主に居住を目的とした住宅で店舗等を併設した住宅 (非住宅部分の床面積が建築物の延べ面積の2分の1未満) も含む。
- (4) 浄化槽清掃業者 浄化槽法第35条第1項の規定に基づき、札幌市長が浄化槽清掃業を許可した者をいう。
- (5) 法定検査 浄化槽法第7条または第11条に規定する水質に関する検査であって、北海道知事が指定する指定検査機関が実施するものをいう。

(補助金の交付)

第3条 市は、次の各号に掲げる合併処理浄化槽を管理する者 (以下「管理者」という。) に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、その交付回数は同一の合併処理浄化槽について、同一年内に1回とする。

- (1) 専用住宅から排出される汚水进行处理するために設置したものであり、現に使用されているものであること。

- (2) 設置されている合併処理浄化槽の処理対象人員が10人以下であること。

- (3) 補助対象地域内において設置されているものであること。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。

- (4) 浄化槽清掃業者が行った清掃であり、その費用を管理者が負担したものであること。

- (5) 当該年度又はその前年度に法定検査を受検していること。ただし、その検査結果が不適正である場合、本市が認める改善計画又は改善報告を管理者が示していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けずに設置されたものを管理する者。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。
- (2) 本市が、関係官公署及び関係業者等に対し、当該事業の目的の範囲内で照会・調査することについて承諾しない者
- (3) 浄化槽法、建築基準法、その他関係法令に違反している者
- (4) その他当該事業の目的の達成に関し、支障があると認められる者

第4条 削除

(補助金額)

第5条 補助金の額は、別表1の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ、同表の第2欄に定める額を上限とする。

- 2 補助対象となる事業費は、合併処理浄化槽の清掃作業 (引抜き汚泥の収集運搬及び処分) に要する費用を含む。

- 3 補助対象事業費が補助金額に満たない場合は、補助対象事業費全額を補助金額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた額とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、清掃を行うより前に補助金交付申請書 (第1号様式) を市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知書類)

第7条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。

- 2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者 (以下「補助対象者」という。) に対しては、補助金交付決定通知書 (第2号様式) により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書 (第3号様式) によりそれぞれ通知する。

- 3 補助対象者は、前項の補助金交付決定通知を受けた後に清掃を行うこととする。

(変更申請書等)

第8条 補助対象者は、前条第2項の補助金交付決定通知を受けたのちに、補助金申請内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更申請書 (第4号様式) を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助対象者である管理者に変更があった場合、変更申請書により承認を受けた管理者は、補助対象者としての権利を承継するものとする。

(完了報告)

第9条 補助対象者は、補助金の交付決定日から当該年度の会計年度終了日 (3月31日) までの間に、合併処理浄化槽の清掃を行い、その内容について、完了報告書 (第5号様式) に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽清掃業者が発行する、浄化槽の管理者が負担した金額が確認できる領収書の原本
- (2) 浄化槽清掃業者が発行する、清掃の実施内容が確認できる書類の写し
- (3) 申請日の前年度以降に受検した法定検査のうち、最新の検査結果書の写し
- (4) 前号の検査結果が不適正である場合には、その改善計画書 (第6号様式) 又は改善報告書 (第7号様式)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定等)

第10条 市長は、第9条の規定により提出された完了報告書を審査し、浄化槽清掃の結果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書 (第8号様式) により速やかに補助対象者に通知する。

- 2 市長は、前項の規定による通知後、速やかに補助金を交付するものとする。

第 11 条 削除

(補助金交付の取消)

第 12 条 市長は、第 10 条の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 第 9 条の規定による売上報告書が当該年度内に提出されないうとき
- (4) その他この要綱の規定又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき

(補助金の返還)

第 13 条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(実地確認)

第 14 条 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の清掃の実施状況等を実地において確認することができる。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和 36 年訓令第 24 号）の定めるところによる。

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は清掃事業担当部長が定める。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 12 月 12 日）

この要綱は、平成 30 年 1 月 4 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 29 日）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 6 月 30 日）

この要綱は、令和 5 年 6 月 30 日から施行する。

別表 1

| 1 人       | 槽 区 分 | 2 限 度         | 額 |
|-----------|-------|---------------|---|
| 5 人       | 槽     | 3 2 , 0 0 0 円 |   |
| 6 ～ 7 人   | 槽     | 4 5 , 0 0 0 円 |   |
| 8 ～ 1 0 人 | 槽     | 6 8 , 0 0 0 円 |   |

(5) 札幌市自己搬入ごみ取扱要綱

|      |                  |
|------|------------------|
| 施行   | 昭和 52 年 10 月 1 日 |
| 一部改正 | 昭和 55 年 4 月 1 日  |
| 一部改正 | 平成 2 年 4 月 1 日   |
| 一部改正 | 平成 5 年 7 月 1 日   |
| 一部改正 | 平成 8 年 7 月 15 日  |
| 一部改正 | 平成 9 年 2 月 7 日   |
| 一部改正 | 平成 9 年 8 月 4 日   |
| 一部改正 | 平成 10 年 4 月 1 日  |
| 一部改正 | 平成 11 年 4 月 1 日  |
| 一部改正 | 平成 12 年 4 月 1 日  |
| 一部改正 | 平成 12 年 10 月 1 日 |
| 一部改正 | 平成 14 年 4 月 1 日  |
| 一部改正 | 平成 15 年 1 月 6 日  |
| 一部改正 | 平成 16 年 4 月 1 日  |
| 一部改正 | 平成 18 年 2 月 6 日  |
| 一部改正 | 平成 21 年 4 月 1 日  |
| 一部改正 | 平成 24 年 4 月 1 日  |

(目 的)

第 1 条 この要綱は、清掃工場及び埋立処理場並びにごみ資源化工場（以下「処理施設」という。）に一般市民等が自ら搬入する廃棄物（以下「自己搬入ごみ」という。）受入及び一般廃棄物処理手数料（焼却、埋立、産業廃棄物処理費用（以下「処理手数料」という。）の収納に係る事務を、適正かつ公正に処理するための事務取扱について定めることを目的とする。

(処理手数料等の適用範囲)

第 2 条 処理手数料等の適用範囲は、処理施設に搬入される一般廃棄物及び札幌市廃棄物及び札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例（以下「条例」という。第 39 条に基づき告示に定められた市が処分する産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）とする。

(受入処理施設)

第 3 条 受入処理施設、受入時間及び休日に関する事項は条例第 29 条に基づく告示の定めるところによる。ただし、次条第 1 項第 5 号又は第 6 号適用により、限定搬入するものはこの限りではない。

(廃棄物の受入)

第 4 条 廃棄物等の受入手続は次のとおりとする。

- (1) 一般市民等が廃棄物を搬入する場合は、条例第 29 条に基づく 告示の定めるところにより、各処理施設に直接搬入することが出来る。
- (2) 市の部局から搬入申請書（様式 1）により廃棄物搬入の申出があった場合で、施設管理課長が認めたときは、ごみ受入指示書（様式 3）を交付する。
- (3) 埋立処理場周辺に居住する者から、廃棄物搬入の申出があった場合で、処理場管理事務所長が認めたときは、ごみ受入指示書（様式 3）を交付する。
- (4) 埋立処理場に廃棄物を搬入しようとする者は、処理場管理事務所長にごみ搬入申込書（埋立用）（様式 9）、

また、清掃工場に廃棄物を搬入しようとする者は、清掃工場長にごみ搬入申込書（清掃・破碎工場用）（家庭ごみ 様式10）（事業系ごみ 様式11）を提出しなければならない。ただし、一般廃棄物収集運搬許可業者（抜根等の限定許可を除く。）についてはこの限りではない。

(6) あらかじめ処理場管理事務所長の許可を得た札幌市発注等の公共工事から発生する土砂を搬入しようとする者は、処理場管理事務所長に土砂搬入申請書（様式2）を提出するものとし、処理場管理事務所長が認めるときは、土砂搬入指示書（様式4）を交付する。

(6) 日曜日に、施設管理課長の指示する施設に搬入しようとする者は、あらかじめ施設管理課長の許可を得なければならない。ただし、一般廃棄物収集運搬許可業者（抜根等の限定許可を除く。）についてはこの限りではない。

(7) 条例第29条に基づく告示において、自ら搬入する場合の処理施設とされていない清掃工場周辺に居住する者等から廃棄物搬入の申出があった場合で、当該工場長が認めたときは、期限及び必要な条件を付して、ごみ受入指示書（様式8）を交付する。

(受 入)

第5条 清掃工場長及び処理場管理事務所長並びにごみ資源化工場所管理課長（以下「処理施設の場長等」という。）は自己搬入ごみを受入するときは、次の各号に定める確認等を行うものとする。

- (1) 廃棄物の受入基準の適否に係る確認
- (2) 重量の計算
- (3) 処理手数料等の徴収
- (4) 処理施設における投棄場所の指示
- (5) 廃棄物受入指示書の確認

(廃棄物の搬入基準の適否に係る確認)

第6条 処理施設の場長等は、自己搬入ごみの受入にあたり次の各号に定める基準について適合しているか否かを確認し、指示等必要な措置を講じなければならない。

- (1) 処理施設に搬入される廃棄物は、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第18条に規定されている基準に適合していること。
- (2) 産業廃棄物の種類及び量は、条例第39条に基づき告示されているものであること。

(廃棄物の計算方法)

第7条 廃棄物の計算は、処理施設の計量器により測定する。

2 処理施設の場長等は、積載量の算定を往復計量により行うものとする。ただし、施設管理課長が認めた場合は、次の(2)の方法により行うものとする。

- (1) 往復計量  
往路、復路で計算し、その差を搬入量とする。
- (2) 往路計量

往路のみ計量し次のいずれかの算式により得た値を搬入量とする。

ア 車検記に記載されている車両重量（以下「車検重量」という。）

が2.5トン以上の場合

搬入量＝往路計量値－（車検重量＋250 kg）

イ 車検重量が2.5トン未満の場合

搬入量＝往路計量値－（車検重量＋車検重量×10/100）

ウ 手数料を納入通知書で徴収する場合は、次の算式によることができる。

搬入量＝往路計量値－処理施設にて計量し施設管理課長が認めた重量

(処理手数料等)

第8条 処理手数料等の額は条例第46条及び条例第48条に定める額とする。

(処理手数料等の徴収)

第9条 処理手数料等の徴収は搬入のつど現金で徴収する。

2 納入通知書により徴収するものは、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物収集運搬許可業者（抜根等の限定許可を除く。）
- (2) 官公庁
- (3) 札幌市の出資団体で、特に必要と認める者。
- (4) 札幌市の発注工事に係る廃棄物を搬入する者で、特に必要と認める者。
- (5) 自己搬入する者で、特に必要と認める者。

(現金徴収による取扱い)

第10条 処理施設の場長等は、現金収納による取扱いに関し、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 処理手数料等を収納したときは、計算書兼領収書を交付すること。
- (2) 収納金は確実に取扱うとともに現金出納簿を備え、その取扱う現金の出納状況を明確にしておくこと。
- (3) 収納金は、翌日までに現金払込書（様式5）により指定金融機関又は収納代理金融機関に払込むこと。  
また、収納業務を委託している場合には、受託者に収入状況報告書の提出及び現金払込票を提出させ、収入状況を確認するとともに、収納金が指定金融機関又は収納代理金融機関に払込まれていることを確認すること。
- (4) 当日収納した処理手数料等は、翌日までに調定を行うこと。

(納入通知書による取扱い)

第11条 処理施設の場長等は納入通知書に係る取扱いに関し、次の各号に定める事務を行うものとする。

- (1) 処理手数料等は、1台毎に搬入量を10kgの単位で計算すること。
- (2) ごみ搬入状況調（様式6）及び収入状況報告書（日報、月報）（様式7）を作成すること。
- (3) 前号の収入報告書（月報）に基づき、当該月の処理手数料等について調定を行い、納入通知書を送付すること。

(その他の事項)

第12条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は施設担当部長がそのつど定める。

附 則

この要綱のうち改正部分については、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成8年7月15日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成9年2月7日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成 9 年 8 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成 15 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成 18 年 2 月 6 日から施行する。

附 則

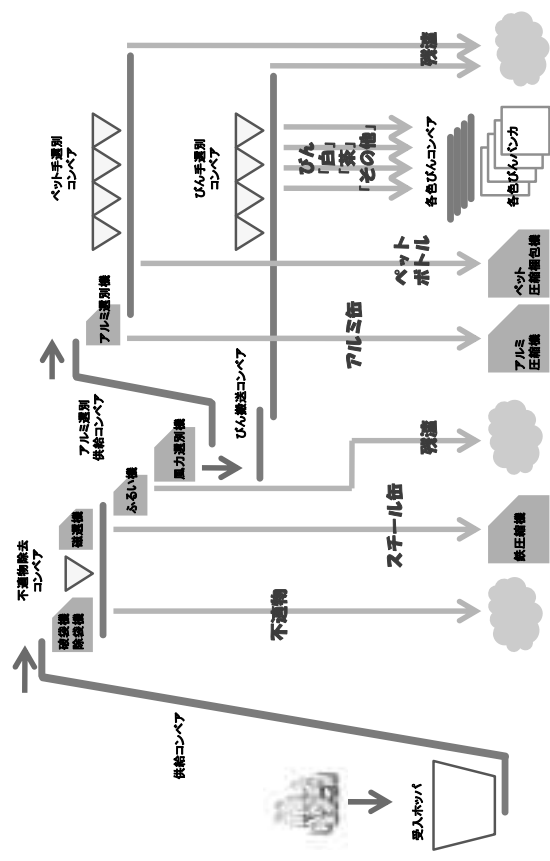
この要綱のうち改正部分については、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

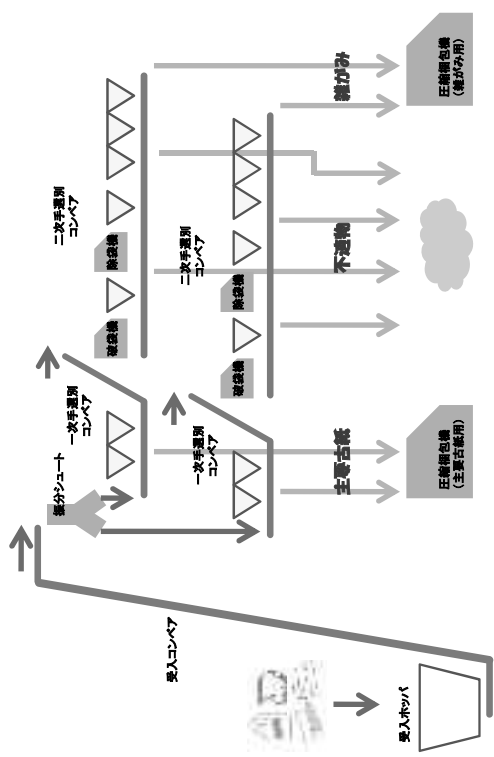
### 3 資源ごみ選別処理フロー

#### びん・缶・ペットボトル選別処理フロー（概要）

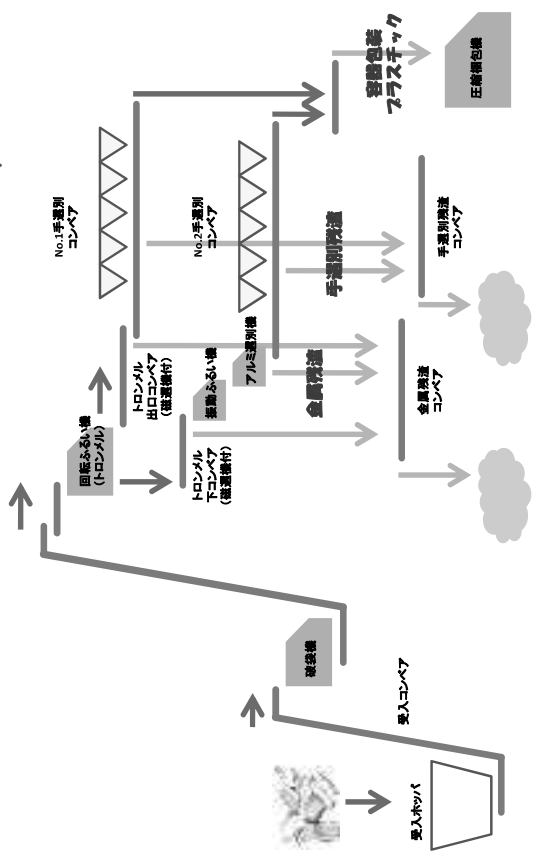


#### 雑がみ選別処理フロー（概要）

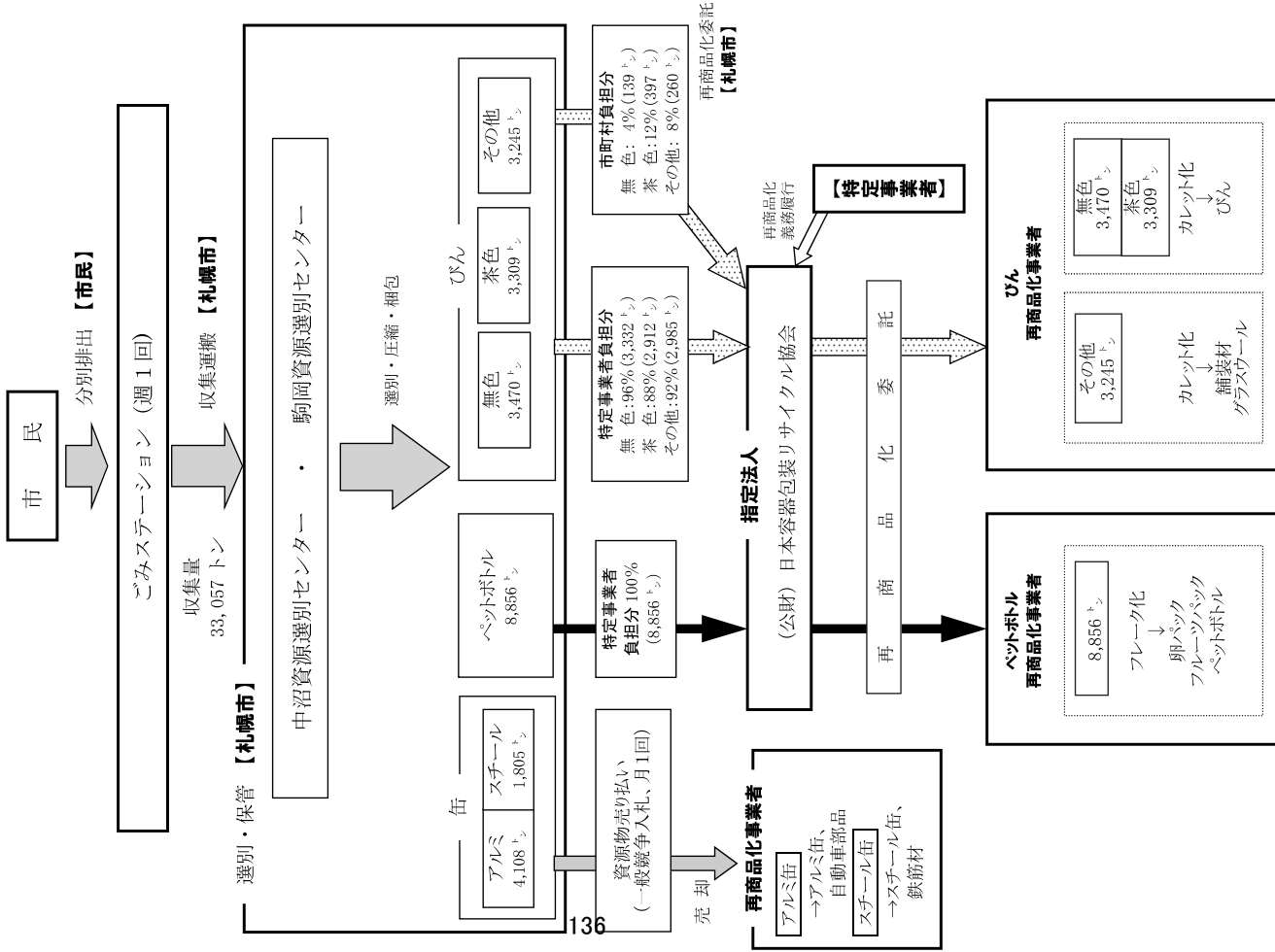
※中沼越がみ選別センターの例



#### 容器包装プラスチック選別処理フロー（概要）

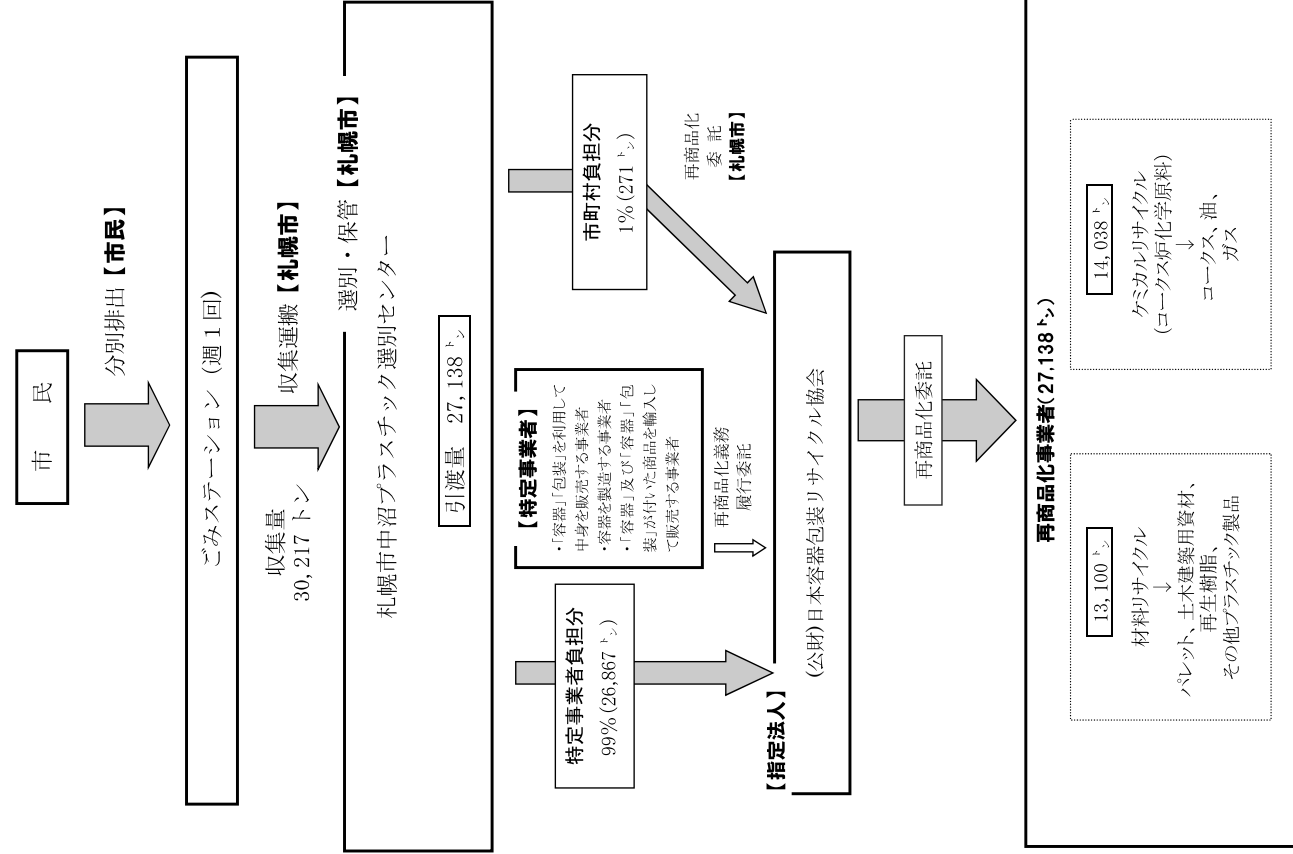


令和5年度 びん・缶・ペットボトル 再商品化フロー



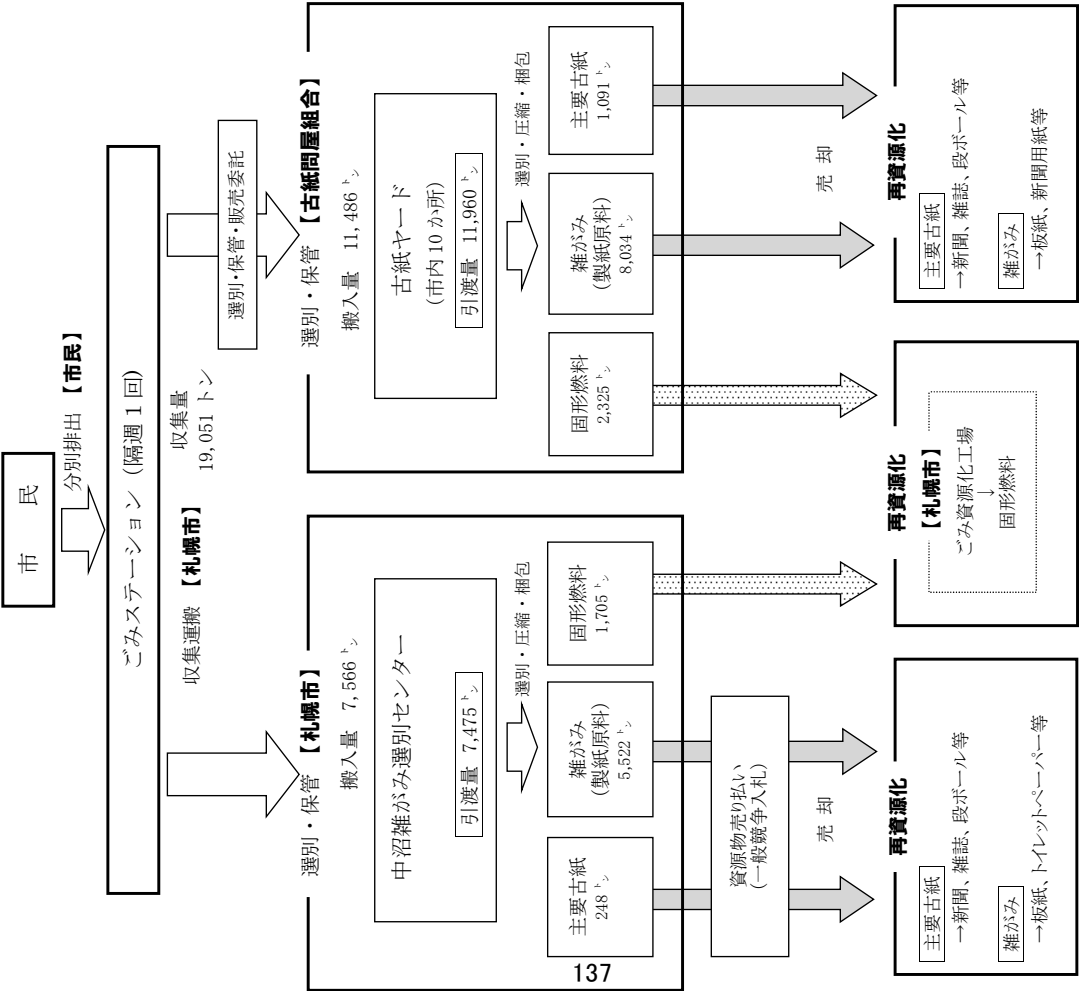
(注) 1 トン未満四捨五入のため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

令和5年度 プラスチック製容器包装 再商品化フロー



(注) 1 トン未満四捨五入のため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

令和5年度 雑がみ再資源化フロー



(注) 1 トン未満四捨五入のため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

#### 4 家庭ごみ処理手数料約 33 億円の使いみち（令和 5 年度決算）

| 項 目   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 約21億円 | <p>● 新たな分別収集の開始と市民の取組の支援<br/>(うち約16.7億円)</p> <p>新たな収集・処理体制を構築するための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「雑がみ」の分別収集と資源化</li> <li>・ 「枝・葉・草」の分別収集と資源化</li> <li>・ 焼却灰リサイクルの実施</li> <li>・ 小型家電リサイクルの促進</li> </ul> <p>(うち約4.1億円)</p> <p>家庭ごみの分別が進むことにより増加する収集・選別のための経費等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「びん・缶・ペットボトル」の収集と資源化</li> <li>・ 「容器包装プラスチック」の収集と資源化</li> </ul> |
| 約3億円  | <p>● 家庭ごみの発生・排出抑制や資源化促進のための経費</p> <p>集団資源回収奨励金</p> <p>電動生ごみ処理機などの購入費助成</p> <p>食品ロスの削減、使い捨てプラスチックの使用削減等の促進</p> <p>地区リサイクルセンターの運営管理</p> <p>蛍光管拠点回収・リサイクルの促進</p>                                                                                                                                                                                                                           |
| 約1億円  | <p>● ごみステーション問題の改善や市民サービス向上のための経費</p> <p>さっぽろごみパト隊による監視パトロール、排出指導の実施</p> <p>ごみステーション管理器材購入費・箱型ごみステーション設置費の助成</p>                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 約1億円  | <p>● 普及啓発・環境教育のための経費</p> <p>家庭ごみ収集日カレンダー及びごみ分けガイドの作成・配布</p> <p>リサイクルプラザ宮の沢の運営管理</p> <p>リユースプラザ等の運営管理</p> <p>各種啓発冊子の配布、啓発イベントの開催</p>                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 約7億円  | <p>● 家庭ごみ有料化を実施するための経費</p> <p>指定ごみ袋の製造・保管、収納管理経費</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |



5 手数料の改定経過表

(1) 昭和47年4月以前

(表中、表記のない金額の単位は円)

| 改定<br>年度 | 清 掃 手 数 料            |         |                 |                 |                 | 備考             |                     |                 |
|----------|----------------------|---------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|---------------------|-----------------|
|          | 等級                   | 点数      | A<br>3日以内<br>収集 | B<br>5日以内<br>収集 | C<br>7日以内<br>収集 |                |                     |                 |
| 25       | 1                    | 250～299 | 6,700           | 5,500           | 4,200           | 1 世帯年額<br>全市一律 |                     |                 |
|          | 2                    | 200～249 | 5,600           | 4,600           | 3,500           |                |                     |                 |
|          | 3                    | 150～199 | 4,300           | 3,500           | 2,700           |                |                     |                 |
|          | 4                    | 100～149 | 3,100           | 2,500           | 1,900           |                |                     |                 |
|          | 5                    | 70～99   | 2,210           | 1,810           | 1,390           |                |                     |                 |
|          | 6                    | 50～69   | 1,580           | 1,290           | 990             |                |                     |                 |
|          | 7                    | 35～49   | 1,130           | 920             | 710             |                |                     |                 |
|          | 8                    | 25～34   | 810             | 660             | 510             |                |                     |                 |
|          | 9                    | 15～24   | 540             | 440             | 340             |                |                     |                 |
|          | 10                   | 1～14    | 320             | 260             | 200             |                |                     |                 |
| 27       | 1                    | 250～299 | 8,000           | 6,600           | 5,500           | 全市一律           |                     |                 |
|          | 2                    | 200～249 | 6,700           | 5,500           | 4,200           |                |                     |                 |
|          | 3                    | 150～199 | 5,200           | 4,200           | 3,200           |                |                     |                 |
|          | 4                    | 100～149 | 3,700           | 3,000           | 2,280           |                |                     |                 |
|          | 5                    | 70～99   | 2,660           | 2,180           | 1,660           |                |                     |                 |
|          | 6                    | 50～69   | 1,900           | 1,540           | 1,180           |                |                     |                 |
|          | 7                    | 35～49   | 1,360           | 1,110           | 860             |                |                     |                 |
|          | 8                    | 25～34   | 980             | 800             | 620             |                |                     |                 |
|          | 9                    | 15～24   | 640             | 520             | 400             |                |                     |                 |
|          | 10                   | 1～14    | 380             | 320             | 240             |                |                     |                 |
| 37       | 一 部 従 量 制            |         |                 |                 |                 | 10             | 旧市内<br>旧豊平町<br>旧手稲町 | 36年5月<br>豊平町と合併 |
|          | 全 市 従 量 制            |         |                 |                 |                 | 10             |                     |                 |
| 38.10    | 全 市 従 量 制            |         |                 |                 |                 | 10             | 36年5月<br>豊平町と合併     |                 |
| 41.4     | 全 市 従 量 制            |         |                 |                 |                 | 8              |                     |                 |
|          | 一般家庭ごみ手数料<br>事業ごみ手数料 |         |                 |                 |                 | 無料<br>15       |                     |                 |
| 47.4     |                      |         |                 |                 |                 |                |                     | 42年3月<br>手稲町と合併 |
|          |                      |         |                 |                 |                 |                | 30                  | 全市一律            |

(表中、表記のない金額の単位は円)

(2) 昭和47年4月以降

| 区分         | 清掃手数料                                   |             |                  |             | 清掃手数料       |              |             |             | 産業廃棄物処理費用   |             |             |             |
|------------|-----------------------------------------|-------------|------------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|            | 清掃手数料                                   |             | 汚泥処分<br>手数料      | くみ取<br>手数料  | 焼却手数料       |              | 焼却手数料       | 焼却手数料       | 焼却手数料       | 焼却手数料       | 焼却手数料       | 焼却手数料       |
|            | 家庭ごみ<br>(燃やせないごみ)                       | 事業ごみ        |                  |             | 清掃工場<br>に搬入 | 資源化工場<br>に搬入 |             |             |             |             |             |             |
| 単位<br>改定年月 | 指定袋の容量<br>5ℓ 10ℓ 20ℓ 40ℓ                | 20ℓ         | 27ℓ              | 27ℓ         | ※10kg       | ※10kg        | ※10kg       | ※10kg       | ※10kg       | ※10kg       | ※10kg       | ※10kg       |
| S47.4      | ※左表参照<br>15                             | 20          | ※左表参照<br>15      | ※左表参照<br>15 | ※左表参照<br>15 | ※左表参照<br>15  | ※左表参照<br>15 | ※左表参照<br>15 | ※左表参照<br>15 | ※左表参照<br>15 | ※左表参照<br>15 | ※左表参照<br>15 |
| S49.5      |                                         | 20          |                  |             |             |              |             |             |             |             |             |             |
| S51.4      |                                         | 25          |                  |             |             |              |             |             |             |             |             |             |
| S52.10     |                                         | 35          |                  |             |             |              |             |             |             |             |             |             |
| S55.4      |                                         | 40          |                  |             |             |              |             |             |             |             |             |             |
| S59.4      |                                         | 45          |                  |             |             |              |             |             |             |             |             |             |
| S63.4      |                                         | 55<br>(13)  |                  |             |             |              |             |             |             |             |             |             |
| H2.4       |                                         | 70<br>(17)  |                  |             |             |              |             |             |             |             |             |             |
| H4.4       |                                         | 80<br>(20)  |                  |             |             |              |             |             |             |             |             |             |
| H6.6       |                                         | 90<br>(22)  |                  |             |             |              |             |             |             |             |             |             |
| H8.4       | 無料                                      | 100<br>(23) | 210              | 70          | 130         | 450          | 450         | 450         | 450         | 450         | 450         | 450         |
| H10.4      |                                         | 120<br>(28) |                  |             |             |              |             |             |             |             |             |             |
| H12.4      |                                         | 130<br>(30) |                  |             |             |              |             |             |             |             |             |             |
| H13.1      |                                         | 140<br>(31) |                  |             |             |              |             |             |             |             |             |             |
| H17.4      |                                         | 150<br>(32) |                  |             |             |              |             |             |             |             |             |             |
| H17.10     |                                         | 160<br>(33) |                  |             |             |              |             |             |             |             |             |             |
| H18.10     |                                         | 170<br>(34) |                  |             |             |              |             |             |             |             |             |             |
| H19.4      |                                         | 180<br>(35) |                  |             |             |              |             |             |             |             |             |             |
| H20.4      |                                         | 190<br>(36) |                  |             |             |              |             |             |             |             |             |             |
| H21.1      |                                         | 200<br>(37) |                  |             |             |              |             |             |             |             |             |             |
| H21.7      | 5ℓ 10円<br>10ℓ 20円<br>20ℓ 40円<br>40ℓ 80円 | 210<br>(38) | 280<br>仮設<br>430 | 100         | 130         | 450          | 450         | 450         | 450         | 450         | 450         | 450         |
| H24.4      |                                         | 220<br>(39) |                  |             |             |              |             |             |             |             |             |             |
| H25.1      |                                         | 230<br>(40) |                  |             |             |              |             |             |             |             |             |             |
| H28.4      |                                         | 240<br>(41) |                  |             |             |              |             |             |             |             |             |             |
| R2.4       |                                         | 250<br>(42) |                  |             |             |              |             |             |             |             |             |             |
| R3.1       |                                         | 260<br>(43) |                  |             |             |              |             |             |             |             |             |             |
| R4.1       |                                         | 270<br>(44) |                  |             |             |              |             |             |             |             |             |             |
| R5.1       |                                         | 280<br>(45) |                  |             |             |              |             |             |             |             |             |             |
| R6.1       |                                         | 290<br>(46) |                  |             |             |              |             |             |             |             |             |             |
| R7.1       |                                         | 300<br>(47) |                  |             |             |              |             |             |             |             |             |             |

※ 清掃手数料の（ ）内の金額は、1kgあたりの金額である。

※ 大型ごみの清掃手数料（平成10年1月～）は、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則で定める額。

※ 平成10年4月以前の単位は、100kgである。

## 6 札幌市清掃事業年表

| 年<br>度  | ごみ関係                                                                                                 | し尿関係                                      | その他                                                                                      |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 明<br>34 | ・汚物掃除法の制定（明治33年）にともない札幌区汚物掃除法を制定、ごみの運搬処理は市の業務とした                                                     |                                           |                                                                                          |
| 大<br>10 | ・札幌区汚物掃除法を制定                                                                                         |                                           | T11. 8. 1<br>市制施行                                                                        |
| 昭<br>5  |                                                                                                      | ・汚物掃除法が改正され、し尿の自由汲取禁止                     | T12 衛生課新設                                                                                |
| 6       |                                                                                                      | ・札幌清掃合資会社が設立し、市の指定業者として市内の汲取を一手に実施        |                                                                                          |
| 8       |                                                                                                      | ・札幌清掃株式会社設立<br>（札幌清掃合資会社を吸収）              |                                                                                          |
| 10      | ・札幌市じん芥焼却場建設。<br>（三機式3連4基12戸、40t/日）                                                                  |                                           | S12 厚生課となる<br>S15 清掃係新設                                                                  |
| 16      | ・じん芥処理場を設置                                                                                           | ・札幌清掃株式会社倒産、施設資材一切を買収して市営のし尿処理となった        | 円山町と合併<br>清掃係が清掃課に昇格                                                                     |
| 17      |                                                                                                      | ・札幌市し尿処理手数料条例制定                           | S19 清掃課廃止                                                                                |
| 21      | ・札幌市じん芥灰処理手数料条例制定                                                                                    |                                           | S20 衛生課新設<br>S21 清掃課となる                                                                  |
| 22      | ・高田富与氏が初代公選市長となり、重点的3大市制施策の一つとして清掃事業をあげ、臨時清掃専門委員会規則を制定した<br>・従来汚物の収集は馬車にゆだねられていたが、8台のトラックを購入し機動化を図った |                                           | 地方自治法施行                                                                                  |
| 24      | ・モデル衛生地区（現在の大通東部地域）を指定し清掃の効果的な運営をみた                                                                  |                                           | 札幌市創建80年<br>自治制施行50年<br>厚生部清掃課<br>（3係となる）                                                |
| 25      | ・札幌市清掃条例を全国に先がけて制定し汚物の処理、市民の義務を明らかにした<br>・（じん芥処理手数料条例の廃止）<br>・市設共同ごみ箱を設けて使用料を徴収                      | ・水洗公衆便所を初めて設置（大通西3）<br><br>（し尿処理手数料条例の廃止） | 札幌村の一部を編入<br>白石村と合併                                                                      |
| 26      | ・機動力、自転車10台、馬車76台になる                                                                                 | ・機動力、自転車7台、馬車58台になる<br>・巡回汲取制が行われた        | 徴収係を新設                                                                                   |
| 27      | ・衛生協力が各地区に誕生した<br><br>・ごみの中継作業をトレイラーで行った<br>・じん芥業者を許可制とした（168件）<br>・市設共同ごみ箱を大通モデル地区に30個設置した          |                                           | 4月を清掃美化月間と定めた。<br><br>・真空式吸上ポンプ車3台を初めて購入した<br>・巡回汲取制をやめ、申込汲取制に改めた<br>・汲取手数料全域一律1桶17円に改めた |

| 年<br>度 | ごみ関係                                                                                                                | し尿関係                                                                                                                                                                                   | その他                                        |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 28     | ・じん芥ダンブ車（3台）街路洗浄車を購入<br>・市設共同ごみ箱782個を増設し、イージローダー付ダンブ車、クレーン付ダンブ車を試作<br>・市関係馬車250頭に受糞器を取り付けた                          | ・し尿汲取後の糞和散布を実施<br>・北光し尿処理場着工（11月）                                                                                                                                                      | 環境衛生課となり施設係を新設                             |
| 29     | ・清掃法の施行に伴い清掃条例を全文改正し特別清掃地域の設定を行うとともに馬の受糞器取付を義務づけた<br>・移動式花壇を考案した                                                    | ・バケツ式ダンブ車を試作購入<br>・ごみ処理区域を拡張（総計53,187世帯）<br>・し尿の賦課にカナタイプを採用した                                                                                                                          |                                            |
| 30     | ・特別清掃地域を拡張し、作業世帯58,325世帯となる<br>・大掃除の指導を清掃事業の一環として確立した                                                               | ・市内中央部の共同ごみ箱を周辺地区に移動し中央部はごみの持ち寄り収集とした<br>・清掃部となり、管理課（4係）、作業課（2係）の2課制となった<br>・特別清掃地域を拡張し作業対象世帯69,913世帯となる<br>・煤煙防止対策委員会が発足し基礎的な調査に着手した<br>・散水車を購入し散水を当部の事業とした<br>・第1回降下煤じん量重分布を航空機にて行った | 琴似町、札幌村、篠路村と合併<br>消化槽係を新設                  |
| 31     |                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                        |                                            |
| 32     | ・街路清掃用モータースイーパーが考案された<br>・車両整備工場が完成した<br>・臨時作業員が準雇用に昇格                                                              |                                                                                                                                                                                        |                                            |
| 33     |                                                                                                                     | ・雁来西処理場（1日25kl）建設に着手（9月）                                                                                                                                                               |                                            |
| 34     | ・8月を清掃強化月間と呼称し、清掃事業の積極的なPRを住民に行った（以後毎年）<br>・第1回清掃記念日職員研修会を挙行                                                        |                                                                                                                                                                                        |                                            |
| 35     | ・管理課に測定係を新設<br>・特別清掃地域が拡張され、作業対象は78,499世帯となった<br>・清掃思想啓蒙のため、作詞を一般公募の上、清掃の歌を制定<br>・ごみの焼却代が1t115円に、ごみの売却代が1t20円に改められた |                                                                                                                                                                                        | 人口50万突破、札幌市重要事業10年計画実施に着手                  |
|        | ・施設課を新設<br>・管理課に煤煙防止係を新設<br>・南清掃事務所が完成<br>・局制がしかた厚生局清掃部となる（庶務課3係、施設課7係、作業課4係）煤煙防止係は厚生局衛生部へ移管                        |                                                                                                                                                                                        | 豊平町と合併、人口60万を超え、市域1,008km <sup>2</sup> となる |
| 36     | ・手糞料の合理化、ごみ箱の撤去等からごみの従量制が提案され大通東部地域外4地区をモデル地区としてテスト作業実施<br>・天蓋付ダンブ車を考案し2台購入                                         | ・雁来西処理場（1日25kl）が完成し、約5割の衛生的処理となった（8月）<br>・中沼化学処理場着工（11月）                                                                                                                               |                                            |

| 年<br>度 | ご み 関 係                                                                                                                                                                                            | し 尿 関 係                                                                                                                                                                                                                             | そ の 他                                |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 37     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧豊平町清掃事業が市民部より移管された</li> <li>・37年度清掃事業車両新車37台が購入された</li> <li>・清掃部全職員により清掃部互助会が設立された</li> <li>・北清掃事務所及び月寒作業係詰所が完成</li> </ul>                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・尿白書札幌におけるし尿処理の実態を公表</li> <li>・雇来西処理増設工事着工</li> <li>・汲取手数料徴収制度研究委員会発足</li> </ul>                                                                                                             | 新産業都市決定<br>札幌市民憲章制定<br>道路緊急整備3か年計画発足 |
|        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ収集地域を拡張(11,869世帯)</li> <li>・清掃条例を一部改正しごみの定量制実施(4月より全市の4割、10月より更に2割)</li> <li>・札幌じん芥処理券規則及び札幌じん芥処理券事務取扱規程を制定</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・38年度清掃事業用車両26台増車により、総車両141台となった</li> <li>・公務改善意見に関する内規が制定され、職員のアイデアを広く採用することとなった</li> <li>・ごみの定量制が4月から収集地域の9割に、10月には全城(累計115,016世帯)に実施された</li> <li>・全じん芥車にオルゴールを取付け、収集作業の合理化を図った</li> </ul> |                                      |
| 38     |                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                     |                                      |
| 39     |                                                                                                                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「清掃部職員のおしおり」を作成し、全職員に配布した(5月)</li> </ul>                                                                                                                                                    | 新産業都市の指定を受けた                         |
|        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路清掃事務所が竣工した</li> <li>・ごみ収集地域を拡張(37,500世帯)</li> <li>・冬期燃えがら無料及び手数料半額とする試験地域を定め実施した</li> <li>・冬季ごみ収集方法変更試験地区としてA地区(燃えがら無料)及びB地区(5円)を設けテスト作業を実施した</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中沼化学処理場着工(4月)</li> <li>・雇来西処理増設工(8月)</li> <li>・小林厚生大臣が中沼化学処理場を見学(6月6日)</li> </ul>                                                                                                           |                                      |
| 40     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・西清掃事務所竣工(5月8日)</li> <li>・清掃の歌(街をきれいに)のソノシート3千枚を作成し幼稚園、保育所、小・中学校、道内外市に贈呈した</li> <li>・16ミリPR映画「札幌市の清掃」(夏の部)を作成した</li> </ul>                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇来東処理場着工(5月)</li> <li>・手稲処理場着工(5月)</li> <li>・中沼化学処理増設工事着工(10月)</li> <li>・中沼化学処理場竣工(12月)</li> </ul>                                                                                          | 札幌市建設6年計画に着手                         |
|        |                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                     |                                      |
| 41     |                                                                                                                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・手稲処理場竣工(11月)</li> <li>・雇来東処理場完成(12月)</li> <li>・中沼化学処理場増設完成(12月)</li> </ul>                                                                                                                  | 手稲町と合併、市域1,117.98km <sup>2</sup> となる |
|        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・手稲町合併(作業対象7,581世帯)(3月1日)</li> <li>・特別清掃地域を拡張し、作業対象は232,900世帯となった</li> </ul>                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・汲取手数料の収納事務全市委託実施(4月1日)</li> </ul>                                                                                                                                                           |                                      |
| 42     |                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                     |                                      |
| 43     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生局が衛生局と民生局に別れ、衛生局清掃部となった(5月1日)</li> <li>・東清掃事務所新設(5月1日)</li> </ul>                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧手稲町地域のじん芥収集作業を直営とする(5月1日)</li> <li>・一般家庭ごみの排出実態調査依頼開始(毎月80世帯)</li> </ul>                                                                                                                   | 札幌市創建100年記念式典                        |
|        |                                                                                                                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・傾斜地用計量器付バキューム車を開発</li> </ul>                                                                                                                                                                |                                      |

| 年<br>度 | ご み 関 係                                                                                                                                                                                                                                              | し 尿 関 係                                                                                                                                                                                                                                                                 | そ の 他                                             |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 44     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ収集方法の諸テストを実施</li> <li>・立会不要の紙袋併用方式(南円山地区他8地区5,111世帯)</li> <li>・紙袋代8円補助の紙袋専用方式(下野幌他1地区989世帯)</li> <li>・立会不要のステーション方式(白石南郷ほか3地区1,346世帯)</li> <li>・発寒清掃工場建設に着手(10月)3か年継続事業</li> </ul>                         | ・「清掃部職員のおしおり」新版作成(清掃部全職員に配布)                                                                                                                                                                                                                                            |                                                   |
|        |                                                                                                                                                                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ収集地域を拡張(67km<sup>2</sup>、24,785世帯)</li> <li>・立会不要収集方式(ステーション方式)の採用開始</li> <li>5月 対象人口 115,400人</li> <li>11月 " 280,301人</li> <li>・ごみ総排出量調査を実施(6月より)</li> <li>・大型ごみのテスト収集を実施(8月～10月)</li> <li>・産業廃棄物の実態調査を実施(7月～10月)</li> </ul> |                                                   |
| 45     |                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                   |
| 46     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・立会不要(ステーション収集)方式拡</li> <li>4月 対象人口 708,554人</li> <li>8月 " 976,100人(100%)</li> <li>・収集回数を最低2回以上に引上げ(8月)</li> <li>・収集地域を拡張(35,084人増)(8月)</li> <li>・春秋の大掃除期間中に大型ごみの収集を実施(年2回)</li> <li>・発寒清掃工場竣工(9月)</li> </ul> | ・6月1日より旧手稲町の汲取り作業を直営とする。                                                                                                                                                                                                                                                | 政令指定都市の指定を受けた。<br>市夜所新行舎落成<br>地下鉄南北線開通<br>地下商店街開業 |
|        |                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                   |
| 47     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、及び同施行規則制定(札幌市清掃条例及び同施行規則全部改正)</li> <li>・指定都市昇格による区制施行に伴い、環境局清掃部となり、南清掃事務所を「中央南」、東清掃事務所を「白石」に改称、豊平清掃事務所を新設</li> </ul>                                                                     | ・浄化槽汚泥くみ取り作業を市直営から許可制とする                                                                                                                                                                                                                                                | 札幌オリンピック冬季大会開催<br>政令指定都市施行                        |
|        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般家庭ごみ処理手数料無料化(4月)</li> <li>・厚別清掃工場建設に着手</li> </ul>                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                   |
| 48     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃部と市民のバリエーション役として清掃推進員制度が発足した</li> </ul>                                                                                                                                                                    | ・下水処理区域内におけるし尿浄化槽の水洗化改造に対し資金の助成を実施(4月)                                                                                                                                                                                                                                  | 小樽市の一部を編入<br>市域1,118.01km <sup>2</sup> となる。       |
|        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型ごみ収集を4、7、10月に実施</li> </ul>                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                   |
| 49     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構の一部改革により、中央南清掃事務所を「中央」に(中央区担当)、清掃車両事務所を車両管理事務所へ改称。施設課施設係を施設管理事務所へ昇格。施設課に設備調査係を新設</li> </ul>                                                                                                                | ・手稲処理場休止(10月)                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                   |
|        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚別清掃工場竣工(8月)</li> <li>・分別収集開始(毎月1回)</li> <li>・PR用オートスライド「きれいなまち」を製作した</li> </ul>                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                   |

| 年<br>度 | ご み 関 係                                                                                                                                                                                                       | し 尿 関 係                                                                                                | そ の 他                                                                      |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 50     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物に係る行政指導強化のため、従来の指導係を「廃棄物指導係」と「浄化槽指導係」に分割、人員を増強した</li> <li>・分別収集を月2回に引上げた</li> </ul>                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・北光処理場閉鎖（3月）</li> </ul>                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌市新5か年計画策定に着手（7月）</li> </ul>      |
| 51     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物指導課を新設し、試験調査係を移設（4月）</li> <li>・清掃部資料室を開設（4月）</li> <li>・北清掃事務所を分割して屯田に北清掃事務所、丘珠に東清掃事務所を新設した（10月）</li> </ul>                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚泥処理手数料を徴収することとした（4月）</li> </ul>                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>地下鉄東西線開通<br/>札幌市長期総合計画策定</li> </ul> |
| 52     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却手数料、埋立手数料及び産業廃棄物処分費用を徴収することとした（10月）</li> <li>・作業管理課に普及主査を新設</li> <li>・ごみ減量運動を展開</li> </ul>                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・雁来清掃センター（くみ取センター）の開設（10月）</li> <li>・作業二係の廃止（10月）</li> </ul>    |                                                                            |
| 53     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両管理事務所を東区丘珠町に移転改築</li> <li>・施設管理事務所に施設係、処分地係を新設</li> <li>・道路清掃工場建設に着手</li> <li>・道路清掃事務所東区東草穂町に移転（11月）</li> <li>・映画「資源回収をみんなの手で」を製作</li> <li>・モエレ処理場開設（3月）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・白石ポンプ場廃止（3月）</li> <li>・手稲処理場廃止（8月）</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>札幌市創建 110 年記念式典</li> </ul>          |
| 54     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・普及主査を廃し普及係を新設</li> </ul>                                                                                                                                              |                                                                                                        |                                                                            |
| 55     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路清掃工場竣工（12月）粗大ごみ破碎工場併設</li> <li>・道路清掃工場機庫発足（7月）</li> </ul>                                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿収集の全面委託化実施（4月）</li> <li>・雁来清掃センターを作業管理課清掃センター係とする</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>札幌市新5年計画事業決定（2月）</li> </ul>         |
| 56     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務係、経理係を整理して労務係、事務係が発足</li> <li>・映画「街さわやかーきれいなごみステーションへー」を制作</li> <li>・南区真駒内に駒岡清掃工場と南清掃事務所の建設に着手</li> <li>・産業廃棄物指導課の浄化槽係を指導一係、指導係を指導二係に機構改革</li> </ul>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・雁来西処理場受入停止（12月）</li> </ul>                                     |                                                                            |
| 57     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理事務所にてモエレ処理場長を新設</li> </ul>                                                                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・雁来西処理場廃止（10月）</li> </ul>                                       |                                                                            |
| 58     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務課事務係を業務課庶務係に名称変更（6月）</li> <li>・施設課に技術主幹新設（6月）</li> <li>・白川処理場受入停止（3月）</li> </ul>                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中沼北処理場廃止（10月）</li> </ul>                                       |                                                                            |
| 59     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・山本処理場開設（5月）</li> <li>・駒岡清掃工場併設破碎工場建設着手（10月）</li> <li>・中央清掃事務所改築（12月）</li> <li>・西清掃事務所移築（12月）</li> </ul>                                                               |                                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>札幌市第3次5年計画事業決定（2月）</li> </ul>       |

| 年<br>度 | ご み 関 係                                                                                                                                                                                                         | し 尿 関 係                                                                                                         | そ の 他                                                                                                                                      |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 60     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2山口処理場開設（5月）</li> <li>・篠路ごみ貯留施設建設着手（6月）</li> <li>・業務課が庶務課になり、企画指導係が新設された（7月）</li> <li>・作業管理課が業務課になった（7月）</li> <li>・駒岡清掃工場竣工（11月）</li> <li>・駒岡粗大ごみ破碎工場竣工（2月）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・雁来東処理場受入停止（11月）</li> <li>・雁来東処理場廃止（3月）</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例、及び札幌市浄化槽に関する規則制定</li> <li>・南清掃事務所、駒岡清掃工場の新設等、部内機構改革を実施した（7月、10月）</li> </ul> |
| 61     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設課技術主幹の廃止（4月）</li> <li>・篠路ごみサイロ竣工（6月）</li> <li>・映画「クリーン作戦ーごみとのちえくらべー」制作（3月）</li> </ul>                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中沼北処理場と中沼化学処理場を整備統合し中沼処理場とした（4月）</li> </ul>                             |                                                                                                                                            |
| 62     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路清掃業務を建設局へ移管（4月）</li> <li>・道路清掃事務所を施設清掃事務所へ、施設管理事務所を処理場管理事務所と名称変更し、併せて処理場管理事務所に山口処理場長を新設（6月）</li> <li>・資源回収実施優良団体表彰制度発足（9月）</li> </ul>                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃センター廃止（6月）</li> <li>・処理場主幹を廃止し、併せて中沼処理場を処理場管理事務所所管とした（10月）</li> </ul> |                                                                                                                                            |
| 63     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・不用品情報コーナー設置（4月）</li> <li>・施設課技術主幹新設（4月）</li> <li>・主査（資源化）新設（4月）</li> <li>・分別収集を週1回に引上げた（6月）</li> <li>・空びんポスト貸与事業テスト実施（9月）</li> </ul>                                    |                                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>第3次札幌市長期総合計画策定<br/>札幌市5年計画事業決定</li> </ul>                                                           |

| 年<br>度 | 事 項                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | そ の 他 |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 平<br>元 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回さっぽろ清掃展開権（1月）</li> <li>・クリーンさっぽろ推進員制度発足（4月）</li> <li>・ごみ保管場所の設置等を定めた札幌市ワシントン形式集合住宅に関する建築指導要綱を制定（8月）</li> <li>・クリーンさっぽろモデル地区制度発足（9月）</li> <li>・新発寒清掃工場建設着手（10月）</li> <li>・機構改革により施設課技術主幹の廃止（3月）</li> </ul>                                                      |       |
| 2      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物指導課を廃棄物指導課へ、同課指導1係及び指導2係を指導係及び廃棄物係に名称変更。減量対策主幹を新設（4月）</li> <li>・財団法人札幌市環境事業公社設立（4月）</li> <li>・資源化工場竣工（4月）</li> <li>・北区あいの里地区で管路収集開始（4月）</li> <li>・区クリーンさっぽろ推進協議会へ補助金支給（5月）</li> <li>・モエレ処理場受入停止（6月）</li> <li>・本市及び近郊の6市町村により札幌圏産業廃棄物処理対策会議が発足（8月）</li> </ul> |       |
| 3      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「さっぽろ GOMI マガジン」を発行開始（4月）</li> <li>・業務次長、施設次長を廃止し、施設担当部長、リサイクル推進室長を新設。また、リサイクル推進室の新設に伴い、廃棄物指導課、減量対策主幹を廃止し、リサイクル指導課、リサイクル調整課を設置するなどの機構改革を実施（7月）</li> <li>・集団資源回収奨励金制度を発足（7月）</li> </ul>                                                                            |       |

| 年<br>度 | 事<br>項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | その他                                                               |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 4      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭用コンポスト容器設置奨励事業開始（6月）（平成7年度まで）</li> <li>・一般公衆により清掃車面のボディーカラーを決定し、イメージアップを図る（9月）</li> <li>・びん、缶分別収集モデル事業を開始（10月）</li> <li>・新設の清掃工場を発案清掃工場とし、旧発案清掃工場を発案第二清掃工場と名称変更する機構改革を実施（10月）</li> <li>・市長が「1人1日100gからのごみ減量」を提唱し、「さっぽろダイエット・プラン」を展開（1月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                            | 札幌市第2次5年計画事業決定<br>廃棄物処理法が大幅に改正され改省令とともに施行される（7月）<br>完全週休2日制開始（1月） |
|        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例」に全面改正し、施行（4月）</li> <li>・庶務課収納係を庶務係に統合、リサイクル調整課をリサイクル企画課に名称変更、リサイクル団地開設主幹を新設、施設課焼却炉主査を管理係に統合する機構改革を実施（4月）</li> <li>・札幌市廃棄物減量等推進員制度創設（4月）</li> <li>・合併処理浄化槽の設置費に対する補助を開始（4月）</li> <li>・全国都市清掃会議総会を開催（5月）</li> <li>・事業用建築物における事業系廃棄物の保管場所に関する事前協議の対象を準大規模建築物に拡大（10月）</li> <li>・札幌市廃棄物減量等推進審議会を設置（2月）</li> <li>・一般廃棄物処理基本計画（計画期間：平成6年度から15年度まで）を策定（3月）</li> <li>・さっぽろダイエット推進事業登録制度（エコモーション宣言）を創設（3月）</li> </ul>                                          | ※：原関係                                                             |
| 5      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場管理事務所施設係を廃止し、工事職及び施設課焼却炉主査を新設する機構改革を実施（4月）</li> <li>・小規模事業所から排出されるごみ（1日の排出量が40kg未満）を有料化（4月）</li> <li>・事業系一般廃棄物を収集運搬する許可業者を財団法人札幌市環境事業公社に集約化（4月）</li> <li>・パトロール車により不法投棄監視業務を開始（4月）</li> <li>・株式会社札幌リサイクル公社を設立（4月）</li> <li>・焼却手数料を清掃工場搬入と資源化工場搬入に区分するとともに、産業廃棄物処分費用に資源化工場処分を新設し、搬入先による料金格差を設定（6月）</li> <li>・白石清掃工場及び発案破砕工場の建設事前調査に着手（7月）</li> <li>・放置自転車再生事業を初めて実施（8月）</li> <li>・リサイクル団地の造成に着手（9月）</li> <li>・篠路清掃工場敷地内にアルミ工房（アルミ缶溶融施設）を設置（1月）</li> <li>・中沼処理場を廃止し、グリーンセンターを開設（3月）</li> </ul> | ※：原関係                                                             |
| 6      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル推進室にリサイクル団地担当参事を新設するとともに、リサイクル指導課を指導課に、リサイクル企画課をリサイクル推進主幹に名称変更、また、業務課に企画主幹を新設（6月）</li> <li>・廃棄物処理法に基づくばいじん（特別管理一般廃棄物）処理設備を設置（発案・篠路・駒岡各清掃工場定期整備時）</li> <li>・札幌市産業廃棄物処理対策協議会が「札幌市産業廃棄物処理管理計画」を策定（10月）</li> <li>・びん・缶にベントボルトを加えた資源物収集モデル事業を市内2地区で開始（10月）</li> <li>・札幌市廃棄物減量等推進審議会より「ごみ減量・リサイクル推進のための具体的な諸方策について」の答申が示される（1月）</li> </ul>                                                                                                                                                       |                                                                   |
| 7      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務課企画主幹を清掃部企画主幹とする機構改革を実施（4月）</li> <li>・発案破砕工場の建設着手（7月）</li> <li>・資源物収集モデル事業をさらに2地区拡大（8月）</li> <li>・容器包装リサイクル法による分別収集計画（第1期）を策定（10月）</li> <li>・発案破砕工場の建設着工（12月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 第3次札幌市長期総合計画第3次5年計画策定                                             |
| 8      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務課企画主幹を清掃部企画主幹とする機構改革を実施（4月）</li> <li>・発案破砕工場の建設着手（7月）</li> <li>・資源物収集モデル事業をさらに2地区拡大（8月）</li> <li>・容器包装リサイクル法による分別収集計画（第1期）を策定（10月）</li> <li>・発案破砕工場の建設着工（12月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 第3次札幌市長期総合計画第3次5年計画策定                                             |

| 年<br>度 | 事<br>項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | その他                   |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 9      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル推進室を廃止し、業務担当部長及び工事担当参事を新設するとともに、企画主幹を企画課に、リサイクル推進主幹をリサイクル推進課とし、指導課を事業廃棄物課に名称変更を行い、また業務課に大型ごみ収集センター担当課長を新設とした機構改革を実施（4月）</li> <li>・札幌市産業廃棄物処理対策協議会を札幌市産業廃棄物対策連絡協議会に発展的改組（4月）</li> <li>・リサイクル団地に建設系廃材リサイクルセンター開設（4月）</li> <li>・白石清掃工場の建設着手（5月）</li> <li>・大型ごみ分別収集（申込制）を開始（10月）</li> <li>・特集広報「ペーパーナッシングさっぽろ」（広報課制作）で札幌のごみ問題が掲載される（10月）</li> <li>・大型ごみ戸別収集の有料化（11月）</li> <li>・リサイクル団地に生ごみリサイクルセンター稼動（2月）</li> <li>・白石清掃工場の建設着工（2月）</li> </ul> |                       |
| 10     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当部長制度の見直しにより、工事担当参事が工事担当部長に名称変更となり、また業務課大型ごみ収集センター担当課長を廃止し、同課に資源物収集担当課長を新設、工事課に工事建設担当課長を新設とした機構改革を実施（4月）</li> <li>・リサイクルプラザ宮の沢（展示交流施設）着手（5月）</li> <li>・発案破砕工場竣工（9月）</li> <li>・「エコタウン札幌計画」を策定（8月）。エコタウンプランとして国の承認を受ける（9月）</li> <li>・リサイクルプラザが発案工房開設（10月）</li> <li>・資源物収集「びん・缶・ベントボルト」の開始（10月、南区は8月）</li> <li>・透明または半透明ごみ袋導入（10月）</li> </ul>                                                                                                     |                       |
| 11     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務課資源物収集担当課長及び主査（収集センター）を廃止し、また処理場管理事務所の山本処理場と東米里処理場を統合し、東米里処理場を廃止とした機構改革を実施（4月）</li> <li>・札幌市廃棄物減量等推進審議会より「新たな時代に対応した清掃事業のあり方について」の答申が示される（5月）</li> <li>・分別収集計画（第2期）を策定し、プラスチックの分別収集に関する事項を追加（6月）</li> <li>・エコタウン事業によるベントボルトボトムフレック化・シート化の2施設が稼動（7月）</li> <li>・清掃部ホームページを開設（9月）</li> <li>・ごみ飛散防止ネット購入助成事業の開始（11月）（平成13年3月まで）</li> <li>・一般廃棄物処理基本計画「さっぽろごみプラン21」（計画期間：平成12年度から26年度まで）を策定（3月）</li> </ul>                                         |                       |
| 12     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境行政の総合的推進のため、これまでの清掃部と環境保全部を環境計画部と清掃事業部に再編成を行い、企画・総括調整部門を環境計画部、事業実施部門を清掃事業部とした（4月）</li> <li>・より効果的な事業推進に向けて清掃事務所等との連携強化を図るため、リサイクル推進課を業務課へ統合（4月）</li> <li>・工事担当部長及び団地担当課長の廃止（4月）</li> <li>・エコタウン事業によるプラスチック油化施設が稼動（4月）</li> <li>・中沼プラスチック選別センターを取得（6月）</li> <li>・プラスチック収集の開始（7月、東区は4月）</li> <li>・プラスチック収集の量の見直しにより分別収集計画（第2期）を改定（10月）</li> <li>・ベントボルトの宮の沢の次開設（8月）</li> <li>・リサイクルプラザ宮の沢の次開設（8月）</li> <li>・札幌市カメラによる不法投棄監視開始（11月）</li> </ul>   | 第4次札幌市長期総合計画第1次5年計画策定 |
| 13     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務課主査（収集体制）を廃止した機構改革を実施（4月）</li> <li>・家電リサイクル法の本格施行により、テレビ・洗濯機・冷蔵庫・エアコンの家電4品目を大型ごみの収集対象から除外（4月）</li> <li>・家庭用ダンボール箱生ごみ堆肥化セット無料配布事業</li> <li>・さっぽろごみプラン21の年次報告書を作成（7月）</li> <li>・「さっぽろごみダイエットメニュー」の策定（12月）</li> <li>・産業廃棄物処理指導計画（計画期間：平成13年度から17年度）を策定（1月）</li> <li>・札幌市産業廃棄物処理連絡協議会が札幌市産業廃棄物処理管理計画を改定（3月）</li> <li>・発案第二清掃工場閉鎖（3月）</li> </ul>                                                                                                   |                       |

| 年<br>度 | 事<br>項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | その他 |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 14     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別収集計画（第3期）を策定（5月）</li> <li>・情報誌「さっぽろごみダイエレクトニクス」創刊（7月）</li> <li>・厚別清掃工場閉鎖（8月）</li> <li>・総合的な普及啓発イベント「さっぽろごみゼロフォーラム2002」を開催（10月）</li> <li>・白石清掃工場竣工（11月）</li> <li>・警備会社への委託による不法投棄の監視パトロール開始</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |     |
| 15     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクルプラザが宮の沢の管理運営を市民団体に委託（4月）</li> <li>・白石清掃事務所を、白石清掃工場隣接地に移転（8月）</li> <li>・移動食器洗浄車「アラエール号」の貸出を開始（8月）</li> <li>・「さっぽろごみゼロ会議」を開催（11月）</li> <li>・石狩市の（株）ばけいけリサイクルセンター環生舎に事業系生ごみの搬入を開始（11月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |     |
| 16     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報誌「さっぽろごみダイエレクトニクス」を「さっぽろごみゼロニュース」と改題し発行（12月）</li> <li>・メーカーによる自主回収、リサイクルを促進させるため、パソコン（本体、ディスプレイ、ノートパソコン、一体型パソコン）を収集対象から除外（3月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |
| 17     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家電リサイクル法の対象に冷蔵庫が加わり、大型ごみの収集対象から除外（4月）</li> <li>・ごみ埋立地に自己搬入ごみの監視指導員（ごみGメン）を配置（4月）</li> <li>・発案清掃工場を自己搬入ごみの受入工場として告示（4月）</li> <li>・公衆便所の維持管理業務（処理場管理事務所）を委託化（4月）</li> <li>・集団資源回収を補完するため、各区の区役所、または区民センター10か所に「古紙回収ボックス」を設置し、拠点回収を開始（7月）</li> <li>・自動車リサイクル法一部施行により、自動車引取業、解体業等の登録許可業務を開始（7月）</li> <li>・旧白石清掃事務所跡地において大型ごみの再利用を図るため「リユース広場」を開催（8月）</li> <li>・ごみ減量に向けた「標語・キャラクター」の制定（8月）</li> <li>・札幌市産業廃棄物市内処理推進協議会を設置（8月）</li> <li>・電気店・家電量販店・スーパーマーケット等の協力を得て蛍光灯の拠点回収を実施（10月）</li> <li>・ごみ埋立地の受入時間を1時間短縮（11月）</li> <li>・ごみ埋立地への剪定枝等の搬入を禁止（11月）</li> <li>・ごみ減量実践活動ネットワーク（さっぽろスリムネット）設立（3月）</li> </ul>                 |     |
| 18     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌市産業廃棄物処理施設設置等ガイドライン施行（4月）</li> <li>・札幌市産業廃棄物処理施設設置等評価委員会設置（4月）</li> <li>・リサイクルプラザが宮の沢の管理運営に指定管理者制度導入（4月）</li> <li>・定山溪地区において、生ごみの地域内循環と地域振興を目的とした「定山溪地区生ごみ堆肥化モデル事業」を実施（4月）</li> <li>・セイコーマート、北海道スバーで古紙回収開始（8月）</li> <li>・さっぽろスリムネットにおいて、「家庭用廃食用油資源化促進事業」を開始（10月）</li> <li>・産業廃棄物の自己搬入の手数料において北海道循環資源利用促進税を課税（10月）</li> <li>・若者向けのごみ減量パンフレット「サッポロリアル」を発行（3月）</li> <li>・チップ工場閉鎖（3月）</li> <li>・札幌市産業廃棄物減量等推進審議会より「一般廃棄物処理基本計画『さっぽろごみプラン21』の改定について」の答申が示される（3月）</li> </ul>                                                                                                                                             |     |
| 19     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクルプラザが養蚕工場の管理運営を市民団体に委託（4月）</li> <li>・クリーンセンター運搬業務の委託化（4月）</li> <li>・山本処理場における自己搬入ごみ受入れ停止（4月）</li> <li>・循環資源利用促進税（循環税二道条例）の税率変更（4月）</li> <li>・さっぽろスリムネットにおいて、「生ごみ堆肥拠点回収事業」を開始（5月）</li> <li>・合併処理浄化槽の設置費に対する補助金の額を増額（7月）</li> <li>・清田区の産業廃棄物不法投棄事件を行政代執行により撤去（11月）</li> <li>・一般廃棄物処理基本計画「スリムシティさっぽろ計画」を策定（3月）</li> <li>・札幌市定山溪地域バイオマスタウン構想の策定（3月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                       |     |
| 20     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画課を企画課に名称変更、車両管理事務所を廃止し業務課に車両係を新設、施設清掃事務所と処理場管理事務所を統合し処理場管理事務所とする機構改革を実施（4月）</li> <li>・「札幌市ごみステーション」の設置及び清掃保持等に関する要綱」を施行（4月）</li> <li>・公衆便所清掃業務の全面委託化（4月）</li> <li>・「レジ袋削減に向けた取組みに関する協定」締結（5月）</li> <li>・札幌市産業廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の公布（平成21年7月からの家庭ごみ有料化実施が決定）（6月）</li> <li>・リユースプラザが工事着手（7月）</li> <li>・ごみステーション管理器材購入助成事業を開始（8月）</li> <li>・リサイクル・パートナーシップモデル事業の開始（9月）</li> <li>・株式会社札幌リサイクル公社解散（9月）</li> <li>・地域におけるごみステーション管理を支援する「さっぽろごみパト隊」の先行配置（10月）</li> <li>・中央区リサイクルセンター開設（11月）</li> <li>・リユースプラザ竣工（12月）</li> <li>・「札幌市共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会」を設立（2月）</li> </ul>                                         |     |
| 21     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「さっぽろごみパト隊」の本格稼働（4月）</li> <li>・リユースプラザ・厚別地区リサイクルセンター開設（4月）</li> <li>・篠路清掃工場の運搬業務を委託化（4月）</li> <li>・事業系廃棄物の減量計画等書の提出義務がある「大規模建築物」の対象を、特定建築物等から、延べ床面積1,000㎡以上の事業用建築物に拡大（4月）</li> <li>・清掃工場・破砕工場に搬入指導員を配置（4月）</li> <li>・ごみステーションからのアルミ缶等の持ち去り禁止（4月）</li> <li>・「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の有料化、「雑がみ」収集、「枝・葉・草」収集の開始（7月）</li> <li>・「びん・缶・ペットボトル」「容器包装プラスチック」収集日の分離（7月）</li> <li>・「新ごみルール」開始に伴い、市民と職員が協力し早朝指導啓発を実施（7月）</li> <li>・雑がみ選別センター受入開始（7月）</li> <li>・枝・葉・草資源化ヤードで資源化を開始（7月）</li> <li>・札幌市要介護者等ごみ排出支援事業（さわかみ収集）を開始（7月）</li> <li>・箱型ごみステーション敷地内設置費助成事業を開始（12月）</li> <li>・寒寒第二清掃工場の解体を完了（3月）</li> <li>・篠路清掃工場を休止（3月）</li> </ul> |     |

| 年<br>度 | 事<br>項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | その他 |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 18     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・さっぽろスリムネットにおいて、コンポスター等の購入助成を開始（4月）</li> <li>・札幌市産業廃棄物処理施設設置等ガイドライン施行（4月）</li> <li>・札幌市産業廃棄物処理施設設置等評価委員会設置（4月）</li> <li>・リサイクルプラザが宮の沢の管理運営に指定管理者制度導入（4月）</li> <li>・定山溪地区において、生ごみの地域内循環と地域振興を目的とした「定山溪地区生ごみ堆肥化モデル事業」を実施（4月）</li> <li>・セイコーマート、北海道スバーで古紙回収開始（8月）</li> <li>・さっぽろスリムネットにおいて、「家庭用廃食用油資源化促進事業」を開始（10月）</li> <li>・産業廃棄物の自己搬入の手数料において北海道循環資源利用促進税を課税（10月）</li> <li>・若者向けのごみ減量パンフレット「サッポロリアル」を発行（3月）</li> <li>・チップ工場閉鎖（3月）</li> <li>・札幌市産業廃棄物減量等推進審議会より「一般廃棄物処理基本計画『さっぽろごみプラン21』の改定について」の答申が示される（3月）</li> </ul>                                                                                                |     |
| 19     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクルプラザが養蚕工場の管理運営を市民団体に委託（4月）</li> <li>・クリーンセンター運搬業務の委託化（4月）</li> <li>・山本処理場における自己搬入ごみ受入れ停止（4月）</li> <li>・循環資源利用促進税（循環税二道条例）の税率変更（4月）</li> <li>・さっぽろスリムネットにおいて、「生ごみ堆肥拠点回収事業」を開始（5月）</li> <li>・合併処理浄化槽の設置費に対する補助金の額を増額（7月）</li> <li>・清田区の産業廃棄物不法投棄事件を行政代執行により撤去（11月）</li> <li>・一般廃棄物処理基本計画「スリムシティさっぽろ計画」を策定（3月）</li> <li>・札幌市定山溪地域バイオマスタウン構想の策定（3月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                       |     |
| 20     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画課を企画課に名称変更、車両管理事務所を廃止し業務課に車両係を新設、施設清掃事務所と処理場管理事務所を統合し処理場管理事務所とする機構改革を実施（4月）</li> <li>・「札幌市ごみステーション」の設置及び清掃保持等に関する要綱」を施行（4月）</li> <li>・公衆便所清掃業務の全面委託化（4月）</li> <li>・「レジ袋削減に向けた取組みに関する協定」締結（5月）</li> <li>・札幌市産業廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の公布（平成21年7月からの家庭ごみ有料化実施が決定）（6月）</li> <li>・リユースプラザが工事着手（7月）</li> <li>・ごみステーション管理器材購入助成事業を開始（8月）</li> <li>・リサイクル・パートナーシップモデル事業の開始（9月）</li> <li>・株式会社札幌リサイクル公社解散（9月）</li> <li>・地域におけるごみステーション管理を支援する「さっぽろごみパト隊」の先行配置（10月）</li> <li>・中央区リサイクルセンター開設（11月）</li> <li>・リユースプラザ竣工（12月）</li> <li>・「札幌市共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会」を設立（2月）</li> </ul>                                         |     |
| 21     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「さっぽろごみパト隊」の本格稼働（4月）</li> <li>・リユースプラザ・厚別地区リサイクルセンター開設（4月）</li> <li>・篠路清掃工場の運搬業務を委託化（4月）</li> <li>・事業系廃棄物の減量計画等書の提出義務がある「大規模建築物」の対象を、特定建築物等から、延べ床面積1,000㎡以上の事業用建築物に拡大（4月）</li> <li>・清掃工場・破砕工場に搬入指導員を配置（4月）</li> <li>・ごみステーションからのアルミ缶等の持ち去り禁止（4月）</li> <li>・「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の有料化、「雑がみ」収集、「枝・葉・草」収集の開始（7月）</li> <li>・「びん・缶・ペットボトル」「容器包装プラスチック」収集日の分離（7月）</li> <li>・「新ごみルール」開始に伴い、市民と職員が協力し早朝指導啓発を実施（7月）</li> <li>・雑がみ選別センター受入開始（7月）</li> <li>・枝・葉・草資源化ヤードで資源化を開始（7月）</li> <li>・札幌市要介護者等ごみ排出支援事業（さわかみ収集）を開始（7月）</li> <li>・箱型ごみステーション敷地内設置費助成事業を開始（12月）</li> <li>・寒寒第二清掃工場の解体を完了（3月）</li> <li>・篠路清掃工場を休止（3月）</li> </ul> |     |

| 年<br>度 | 事<br>項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | その他 |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 22     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌市内に保管されているPCB廃棄物の処理開始（４月）</li> <li>・発寒リサイクル保管庫が完成（11月）</li> <li>・札幌藻野ビルデング協会で「すすきのスリムタウン協定」締結（12月）</li> <li>・エコタウン事業によるフラスチチック油化施設廃止（１月）</li> <li>・一般社団法人札幌ハイヤー協会と「廃棄物の不法投棄監視協力等に関する協定」締結（１月）</li> <li>・「古紙回収ボックス」を、地区センター等８か所に増設（２月）</li> <li>・西地区リサイクルセンター開設（３月）</li> <li>・篠路清掃工場を廃止（３月）</li> <li>・札幌市定川（堤地城）バイオマスタウン構想に基づき設置された民設民営の地肥化施設（定川環境共生会）が稼働を開始（４月）</li> <li>・新聞、雑誌、ダンボールを「雑がみ」の収集対象から除外（４月）</li> <li>・一部スーパーでダンボールのみを回収する「ダンボール回収協力店」開始（４月）</li> <li>・一定条件のもと、個人宅からの回収を行う業者を紹介する「家庭系古紙回収案内」開始（４月）</li> <li>・一般社団法人札幌建設業協会と「廃棄物の不法投棄撲滅に関する協定」締結（６月）</li> <li>・株式会社セイコーマート及び関連企業３社と「廃棄物の不法投棄監視協力等に関する協定」締結（７月）</li> <li>・小規模な事業所の古紙回収を促進する「商店街古紙回収モデル事業」開始（７月）</li> <li>・札幌狸小路商店街振興組合及び札幌大通まちづくり（株）と「狸小路スリムタウン協定」締結（11月）</li> <li>・第３次札幌市産業廃棄物処理指導計画策定（３月）</li> </ul> |     |
| 23     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・区役所（または区民センター）に設置されている「古紙回収ボックス」の上日祝日運用開始（５月）</li> <li>・札幌中小建設業協会と「廃棄物の不法投棄監視協力等に関する協定」締結（６月）</li> <li>・札幌市廃棄物減量等推進審議会に「スリムシティさっぽろ計画の改定について」諮問（７月）</li> <li>・事業系資源ごみ回収ボックス設置書に対する補助を開始（～令和元年度）（７月）</li> <li>・北区内の里地区の管路収集廃止（９月）</li> <li>・西区のいの里地区の資源物入庫時間を変更（10月）</li> <li>・札幌市要介護者等ごみ排出支援事業（さわかや）収集の要件緩和に向けて、西区でモデル事業を開始（10月）</li> <li>・札幌市全区災害防止止力会連絡協議会と「廃棄物の不法投棄監視協力等に関する協定」締結（12月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |     |
| 24     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併処理浄化槽の維持管理費に対する補助を開始（４月）</li> <li>・札幌市産業廃棄物減量等推進審議会より「一般廃棄物処理基本計画『スリムシティさっぽろ計画』の改定について」の答申が示される（７月）</li> <li>・一般社団法人札幌地方自動車整備振興会と「廃棄物の不法投棄監視協力等に関する協定」締結（７月）</li> <li>・使用済み小型家電回収開始（10月）</li> <li>・「札幌泰」生ごみ水切り器１万個を市民配布（11月、12月）</li> <li>・小樽市、江別市、北広島市、石狩市、当別町及び新篠津村と「札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定」締結（２月）</li> <li>・公益社団法人北海道産業廃棄物協会と「震災等廃棄物処理の支援に関する協定」締結（３月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |     |
| 25     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌市要介護者等ごみ排出支援事業（さわかや）収集の要件を緩和し、希望者には収集の際に声掛けによる安否確認も実施（４月）</li> <li>・「商店街古紙回収モデル事業」の市内全10区展開達成（６月）</li> <li>・北地区リサイクルセンター開設（10月）</li> <li>・地区リサイクルセンターで古着回収開始（10月）</li> <li>・札幌市産業廃棄物処理施設設置専門委員会と札幌市産業廃棄物処理施設設置等評価委員会を廃止し、札幌市産業廃棄物処理施設設置等評価委員会を設置（10月）</li> <li>・札幌市ごみ分別アプリの配信開始（３月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |     |
| 26     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物処理基本計画「スリムシティさっぽろ計画（改定版）」を策定（３月）</li> <li>・札幌市要介護者等ごみ排出支援事業（さわかや）収集の要件を緩和し、希望者には収集の際に声掛けによる安否確認も実施（４月）</li> <li>・「商店街古紙回収モデル事業」の市内全10区展開達成（６月）</li> <li>・北地区リサイクルセンター開設（10月）</li> <li>・地区リサイクルセンターで古着回収開始（10月）</li> <li>・札幌市産業廃棄物処理施設設置専門委員会と札幌市産業廃棄物処理施設設置等評価委員会を廃止し、札幌市産業廃棄物処理施設設置等評価委員会を設置（10月）</li> <li>・札幌市ごみ分別アプリの配信開始（３月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |     |
| 27     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌クリーニング協同組合と「クリーニング店における古着回収に関する協定」を締結（５月）</li> <li>・市内一部のクリーニング店で古着回収開始（６月）</li> <li>・各清掃事務所（中央を除く）、処理場管理事務所で古着回収開始（８月）</li> <li>・北海道道廃棄物北札幌地区支部連合会と「廃棄物の不法投棄監視協力等に関する協定」締結（８月）</li> <li>・清田区の一部地域において、火災事故の防止を目的としたスプレ－缶類モデル事業を実施（10月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |     |

| 年<br>度 | 事<br>項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | その他 |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 27     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌市産業廃棄物減量等推進審議会に「次期一般廃棄物処理基本計画の方向性について」諮問（12月）</li> <li>・第４次札幌市産業廃棄物処理指導計画策定（３月）</li> <li>・大規模事業所の事業ごみ減量に関する「見える化支援」開始（３月）</li> <li>・ごみステーション管理器材購入助成事業の助成対象品目に折りたたみ式箱型器材を追加（４月）</li> <li>・駒岡清掃工場の運転業務を委託化（４月）</li> <li>・石狩市及び当別町のし尿、浄化槽汚泥をクリーンセンターにて受入開始（10月）</li> </ul>                                                                                     |     |
| 28     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌市要介護者等ごみ排出支援事業（さわかや）収集の対象要件に事業対象者（札幌市介護予防・日常生活支援総合事業の対象者）を追加（４月）</li> <li>・地区リサイクルセンターで水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計回収開始（４月）</li> <li>・札幌市産業廃棄物減量等推進審議会より「次期一般廃棄物処理基本計画の方向性について」の答申が示される（７月）</li> <li>・スプレ－缶・カセットボンベを「燃やせるごみの日に、別袋で、穴を開けずに排出する」方法に変更（７月）</li> <li>・日本郵便株式会社（札幌市内郵便局）と「廃棄物の不法投棄監視協力等に関する協定」締結（10月）</li> <li>・一般廃棄物処理基本計画「新スリムシティさっぽろ計画」を策定（３月）</li> </ul> |     |
| 29     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊平清掃事務所と南沼清掃事務所を統合し、「豊平・南沼清掃事務所」設置（４月）</li> <li>・札幌市災害廃棄物処理計画を策定（３月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                |     |
| 30     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |     |

| 年<br>度 | 事<br>項                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | その他 |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 令<br>元 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭ごみ収集運搬業務を受託する事業者並びに札幌環境維持管理協会と「災害時における家庭系一般廃棄物等の収集運搬に関する協定」締結（６月）</li> <li>・札幌藻野ビルデング協会に対し、長年に渡る生ごみ分別・リサイクル活動を通じての循環型社会構築への貢献を称えた「令和さっぽろ循環賞」を贈呈（10月）</li> </ul>                                                                                              |     |
| 2      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・駒岡清掃工場更新事業（DBO方式）の契約締結（５月）</li> <li>・第５次札幌市産業廃棄物処理指導計画策定（３月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                        |     |
| 3      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新駒岡清掃工場の建設着手（７月）</li> <li>・加熱式たばこ・電子たばこを「燃やせないごみ」の日の別袋収集に変更（10月）</li> <li>・筒型乾電池を「びん・缶・ペットボトル」の日の別袋収集に変更（10月）</li> <li>・札幌圏廃棄物対策連絡協議会が札幌圏廃棄物処理管理計画を廃止（２月）</li> </ul>                                                                                           |     |
| 4      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみステーション管理器材購入助成事業、箱型ごみステーション敷地内設置費助成事業の助成限度額引き上げ（４月）</li> <li>・「新スリムシティさっぽろ計画」の中間点検のため、有識者による懇話会と市民ワークショップを実施（６～１月）</li> <li>・（仮称）北部事業予定地の工事開始</li> <li>・リチウムイオン電池を起因とする火災事故防止の観点から無人の「小型家電回収ボックス」を撤去（10月）</li> <li>・指定ごみ袋取扱店の判断によるごみ袋のバラ売りを開始（１月）</li> </ul> |     |
| 5      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・箱型ごみステーション敷地内設置費助成事業について、町内会が民有地等を確保し敷地内に共用ごみステーションを設置する際の助成率と助成限度額の引き上げ（４月）</li> <li>・厚別地区リサイクルセンターを回収拠点とし、製品プラスチック拠点回収モデル事業を実施（10月）</li> <li>・大型ごみのインターネット受付を開始（11月）</li> <li>・白石砕砕工場更新事業（DBO方式）の契約締結（２月）</li> </ul>                                         |     |







令和 6 年度  
清掃事業概要

|          |                |
|----------|----------------|
| 市政等資料番号  | 01-J01-23-2189 |
| 関係部局保存期間 | 1 年            |

令和 7 年 1 月発行

編集・発行 札幌市環境局環境事業部循環型社会推進課  
〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目  
T E L (011) 211-2912  
F A X (011) 218-5108  
ホームページ  
<http://www.city.sapporo.jp/seiso/>